

# 延岡市景観計画（案）

---



延 岡 市  
平成 2 2 年 3 月

# 延岡市景観計画 目次

## 序章 景観形成の考え方

第1節 景観形成の意義	1
第2節 景観計画の構成	2
第2節 景観計画の位置づけ	4
第3節 延岡の景観の現状	5
1. 本市の景観形成を取り巻く主な背景	
2. 本市の景観の現状	

## 第1章 景観計画の区域【景観法第8条第2項第1号】

第1節 景観計画の区域	13
-------------	----

## 第2章 良好な景観の形成に関する方針【景観法第8条第2項第2号】

第1節 基本目標	14
第2節 景観形成の基本方針	14
第3節 景観構造別景観形成方針	16
第4節 景観形成重点地区の景観形成方針	25

## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項【景観法第8条第2項第3号】

第1節 届出対象行為	28
第2節 届出対象行為に係る景観形成基準	31
1. 全市の景観形成基準	
2. 景観形成重点地区の景観形成基準	

## 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針【景観法第8条第2項第4号】

第1節 景観重要建造物指定の方針	39
第2節 景観重要樹木の指定の方針	40

## 第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項【景観法第8条第2項第5号ロ】

第1節 基本的な考え方	41
第2節 景観重要公共施設の指定の方針	41
第3節 景観重要公共施設の整備に関する考え方	42
第4節 景観重要公共施設の占用許可等に関する考え方	43
第5節 景観重要公共施設の指定	44
第6節 整備に関する事項	46
第7節 協議の要領	49

## 第6章 景観づくりを推進するために

第1節 景観づくりの方針	50
第2節 推進体制	51
第3節 審査体制	51
第4節 景観計画の適用体制	52

# 序章 景観形成の考え方

## 第1節 景観形成の意義

### 景観とは？

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。つまり景観は「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

### 景観形成とは？

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持・継承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。本計画では、特に新しく創出するものについて、重点的に取り組みます。そのため、良好な景観の形成には、市民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいくことが必要です。

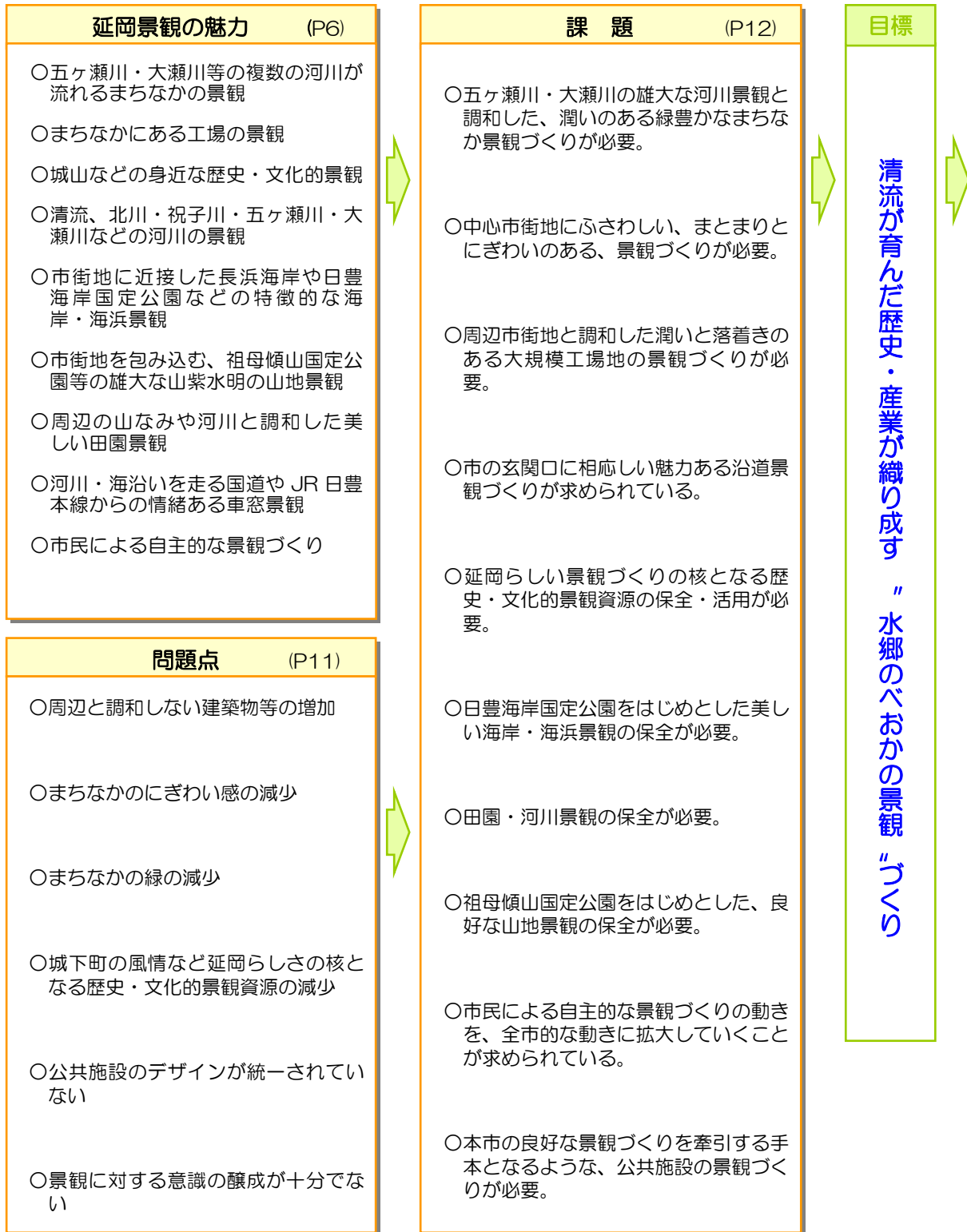
### 景観形成の意義！

延岡市の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全することや、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、市民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。また、人々の「住んでよかった、訪ねてよかった」という共感と呼び、本市の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や市民活動の活性化などにもつながります。

## 第2節 景観計画の構成

延岡市の景観の魅力や問題点を分析することにより、課題を導き出しました。それを踏まえうえで目標及び方針を設定し、各種施策を推進します。



### 基本方針 (P14)

**まちなみ**

多様な資源が織り成す延岡固有のまちなみを、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく感じられるよう、更なる魅力向上に努めます！

**歴史文化**

時代を超えて守るべき景観の保全・育成に努め、地域の生活文化や歴史的な景観を育てていきます！

**自然**

延岡の風土を育む海山川の織り成す景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します！

**協働**

延岡景観の特徴や魅力を学び、守り、つくり、伝え、郷土への愛着心と誇りを育みながら協働で延岡の景観づくりを推進していきます！

### 景観構造別景観形成方針 (P16)

**景観計画の区域は全市域とします。**

- 中心市街地景観ゾーン** 魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり
- 一般市街地景観ゾーン** 潤いのある緑豊かな市街地景観づくり
- 工場地景観ゾーン** 延岡固有の工場景観を活かした魅力的なテクノスケープづくり
- 幹線道路景観軸** まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり
- 河川景観軸** ”水郷のべおか” “にふさわしい河川景観づくり
- 田園景観ゾーン** 周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり
- 山地景観ゾーン** 山地・渓谷など多彩な表情を見せる雄大な山地の景観の保全、及び自然とのふれあいの場となる景観づくり
- 海岸・海浜景観ゾーン** 変化に富んだリアス式の美しい海岸・海浜景観の保全、及び交流の場となる景観づくり

### 景観形成重点地区の景観形成方針 (P25)

- 城山周辺地区** 城山の歴史や自然と調和した、落ち着いた風格のある城下町景観づくり
- シンボルロード周辺地区** 背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなみ景観づくり

### 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 (P28)

届出対象行為	届出対象規模		届出対象行為に係る景観形成基準	
	全市域	景観形成重点地区	配置	高さ
<b>建築物</b> 新築、増築など	高さ 13m以上または延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上	全て	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">高さ</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">形態・配置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">色彩・素材</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">緑化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">その他</div> </div>	
<b>工作物</b> 新設、増築など	高さ 13m以上	高さ 13m以上		
<b>その他の行為</b> 土地の形質の変更など	—	全て		

### 景観資源の保全と管理活用策 (P39)

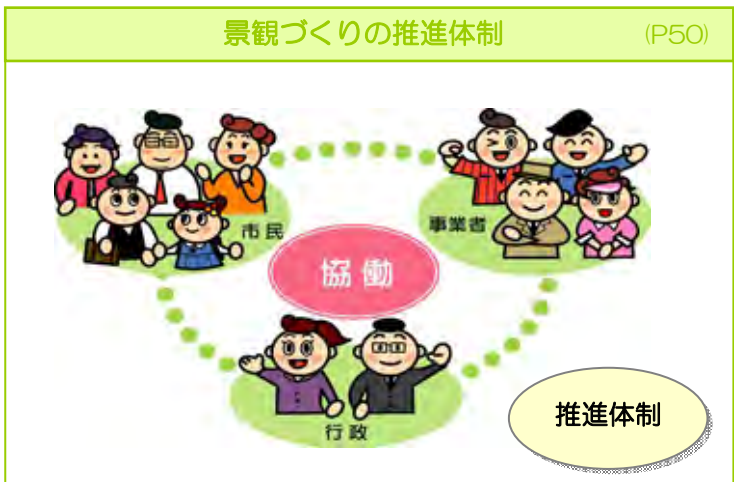
- 景観重要建造物
- 景観重要樹木

### 景観重要公共施設 (P41)

道路

公園

河川

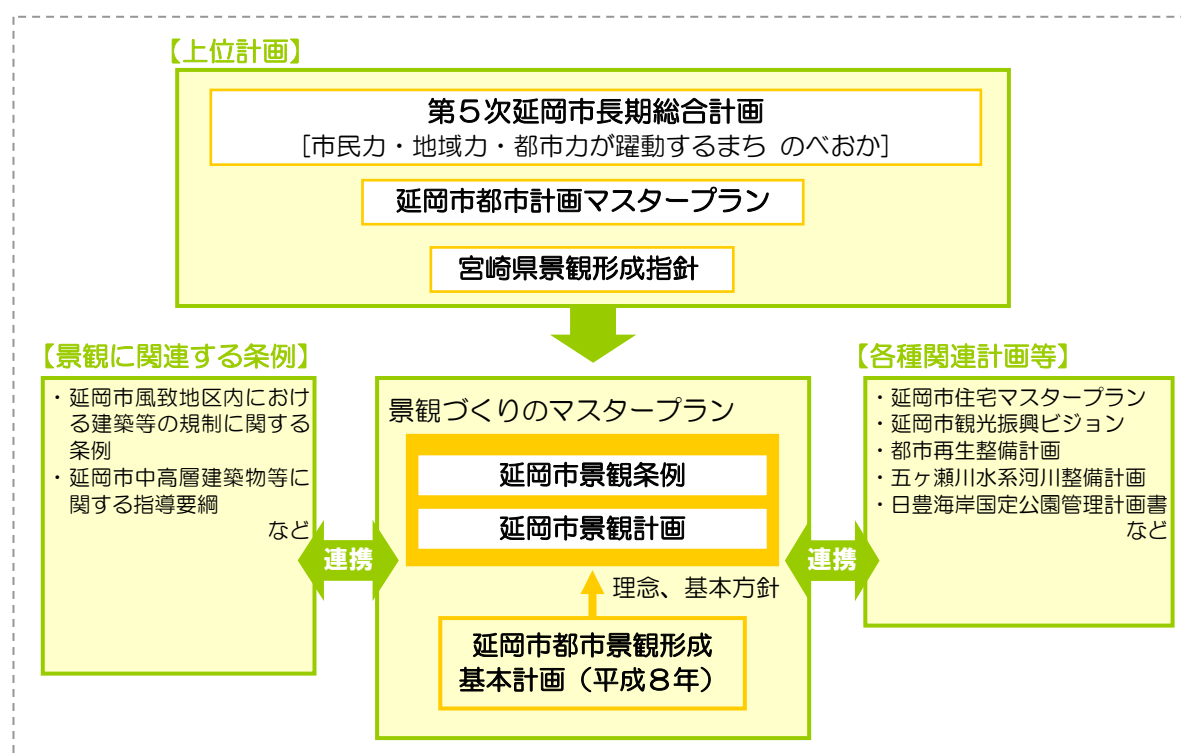


### 第3節 景観計画の位置づけ

良好なまちづくりを進めるにあたり、美しく魅力的な景観づくりは、必要な条件の一つです。

延岡市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、産業が織り成す延岡らしい景観を“守り”“育み”“つくり”次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めたマスタープランです。

今後は、本計画に基づき、本市の景観の特性を活かしつつ、更なる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めていきます。



▲延岡市の景観計画の位置づけ



## 第4節 延岡の景観の現状

### 1. 本市の景観形成を取り巻く主な背景

#### ■ (1) 景観形成の取り組み経緯

延岡市では、平成7年3月に「延岡市都市景観条例」を策定し、平成8年4月に施行しています。この条例を踏まえて平成8年3月に都市景観条例の具体的な運用の方向性を示す「延岡市都市景観形成基本計画」を策定し、下記のように景観形成の取り組みを実施してきました。

しかしながら、策定から10年以上を経るなかで、少子高齢化や人口減少時代が到来し、社会を取り巻く潮流が大きく変わりました。また、人々の価値観も、量的充実から質的向上へと変化し、美しいまちなみなどの良好な景観に関する関心が高まってきました。こうした状況を受け、国による政策として、美しい国づくり政策大綱、観光立国行動計画、景観法の全面施行など、景観行政及び市民等との協働による景観づくりを担保する法律等が整備され、景観づくりを主体とした地域活性化の方針が打ち出されています。

このような中、本市は、旧延岡市と旧北方町、旧北浦町、旧北川町と合併し、合併以前よりも更に多くの景観資源を有することとなりました。また、高速道路の開通が予定されており、より魅力的な景観づくりを後押しする社会環境の変化が起こっています。これらの状況の変化を受け、本市は、平成20年に景観行政団体に移行しました。景観法に則った景観計画を策定し、より実効性の高い景観形成に取り組んでいきます。

表 延岡市の景観形成の取り組み経緯

年次	取り組み内容等
昭和63年	都市景観形成モデル都市の指定を受ける
平成2年	都市景観審議会 発足
平成6年	都市景観条例の策定
平成7年	「延岡市都市景観形成基本計画」を策定
平成8年	都市景観条例の施行を開始 ・大規模建築物等の届出の義務付け
平成9年	「都市景観のつどい」開催 「延岡市都市景観賞」・「都市景観絵画コンクール」を開始
平成11年	城山周辺地区、シンボルロード周辺地区を都市景観形成地区に指定
平成13年	「延岡市公共標識基本計画」策定
平成20年	景観行政団体に移行

## 2. 本市の景観の現状

市民アンケート、景観計画策定懇談会等における市民意向や、現地調査の結果を踏まえて、本市の景観の主な魅力、及び問題点・課題を以下のように整理しました。

### ■ (1) 景観の魅力

延岡らしさを醸成し、市民や来訪者の心象に残る、延岡景観の主な魅力は以下の通りです。

#### ●五ヶ瀬川・大瀬川等の複数の河川が流れるまちなかの景観

- ・三方を山々に囲まれ一方が海に開けたまちなかに、複数の河川が流れるといった「水郷延岡」として特徴的なまちなか景観を呈しています。また、全国でも3箇所しか残っていない貴重な土木遺産である豊堤が五ヶ瀬川沿いに980メートルにわたって残っております。



大瀬大橋から見た大瀬川



延岡大橋から見た五ヶ瀬川・大瀬川



亀井橋と五ヶ瀬川



大瀬橋と大瀬川

#### ●まちなかにある工場の景観

- ・工業都市を象徴する大規模工場地や煙突が、まちなかのランドマークとなっています。



愛宕山から見た二本の煙突



長浜町の工場



旭町の工場



愛宕山から見た工場の夜景



### ●城山などの身近な歴史・文化的景観

- ・延岡城跡である城山は歴史を感じるまちなかのシンボルとして、鐘の音とともに市民に親しまれています。
- ・その城山周辺は、旧城下町としての歴史的雰囲気と落ち着きのあるたたずまいを呈しています。



城山の鐘



北大手門



内藤記念館の庭



天下一薪能

### ●清流、北川・祝子川・五ヶ瀬川・大瀬川などの河川の景観

- ・豊かな水量の河川が市域を貫流し、本市の景観軸となっています。
- ・初夏から晩秋にかけて、北川、祝子川、五ヶ瀬川、大瀬川沿いでは鮎漁を行なっている景観が見受けられます。
- ・宮崎の橋101選にも選ばれた干支大橋、綱ノ瀬橋梁、槇峰大橋、天馬大橋等、及び橋の日発祥の橋となっている安賀多橋など、清流と調和した美しい橋梁が延岡の河川景観の特徴の一つとなっています。



北川とそれに架かる橋（北川町）



鹿川溪谷（北方町）



干支大橋と八峡橋（北方町）



川水流に架かる鮎やな（北方町）

●市街地に近接した長浜海岸や日豊海岸国定公園などの特徴的な海岸・海浜景観

- ・身近にある自然海浜の長浜海岸や、日豊海岸国定公園に指定されているリアス式海岸をはじめとした、美しい自然景観が特徴的です。
- ・落ち着いた雰囲気のある、昔ながらの面影を残す港町や漁村が残っています。



七ツ島展望所から見た須怒江湾



鏡山から見た下阿蘇海岸海水浴場



サンビーチすみえ（須美江町）



阿蘇港から見た古江のまちなみ

●市街地を包み込む、祖母傾山国定公園等の雄大な山紫水明の山地景観

- ・大崩山や比叡山、行藤山などをはじめとした山々が連なる雄大な山地景観を呈しています。
- ・祖母傾山国定公園内の山々には、奇岩や岩肌が露出し特徴的な景観となっています。



大崩山（北川町）



鉾岳（北方町）



行藤山（行藤町）



矢筈岳から見た北方町の山々



### ●周辺の山なみや河川と調和した美しい田園景観

- ・ 河川沿いにひろがる田園地帯、及びその背景となる山なみや点在する山すその集落地が相まって、牧歌的な景観となっています。
- ・ 手入れの行き届いた棚田や茶畑は、人々の心をなごませ、美しい景観を呈しています。



地下の茶畑（北浦町）



黒内の棚田（北川町）



美々地の稲架掛け（北方町）



行滕の農村風景（行滕町）

### ●河川・海沿いを走る国道や JR 日豊本線からの情緒ある車窓景観

- ・ 南北に通る国道 10 号や JR 日豊本線、東西に通る国道 218 号沿いに展開する河川や田園などの自然、及び市街地や工場などのまちなみが、特徴的な車窓景観となっています。
- ・ 国道 388 号はシーニックバイウェイに指定され、美しい海岸が車窓から楽しめます。



国道326号線（北川町）



延岡大橋から見たJR日豊本線



国道388号線（川島町）



若あゆ大橋から見た行滕山

## ●市民による自主的な景観づくり

- ・「延岡景観倶楽部」によるまち歩きやイベントの開催等のまちづくり活動、「北川やっちみろ会」による自然保護活動などをはじめとして、「ハマボウを鑑賞する会」「コンテナガーデン彩」などの花と緑によりまちを彩る緑化活動、「上崎ふるさとづくり推進協議会」における菜の花を植える活動、北方町における花のあるまちづくり活動等、市民による自主的な活動が景観づくりに寄与しています。



花のあるまちづくり活動（北方町）



延岡景観倶楽部の活動（本小路）



上崎ふるさとづくり推進協議会（北方町）



コンテナガーデン彩の活動



ハマボウを鑑賞する会（沖田川）

## ■（２）景観の問題点

### ●周辺と調和しない建築物等の増加

- ・河川沿いのまちなみが川や橋からの眺めに配慮されておらず、美しい河川景観と調和していない建築物等が見受けられます。
- ・美しい海岸を阻害するそれらと不調和な色彩・規模の建築物等が見受けられます。
- ・北川、祝子川、五ヶ瀬川・大瀬川等の河川沿いを中心にひろがる良好な田園景観を阻害するそれらと不調和な色彩・規模の建物や、ミニ開発等が見受けられます。
- ・本市を代表する視点場である愛宕山、城山、今山などからの眺望において、派手な色彩の屋根などが見受けられます。
- ・良好なやまなみ景観を一部阻害している採石場や携帯電話の電波塔などが見受けられます。
- ・周辺のまちなみと調和していない大規模工場の大壁面等が見受けられます。
- ・国道 10 号や国道 218 号、国道 388 号などをはじめとした、本市の骨格となる幹線道路沿いに、周辺のまちなみや自然と不調和な色彩・規模の建物、および建設プラント等が見受けられます。

### ●まちなかのにぎわい感の減少

- ・市民意見において、「中心市街地の通りや商店街など街の賑わいが感じられない」という指摘があります。

### ●まちなかの緑の減少

- ・市民意見において、「緑あふれるまち」が良い景観として最も多くあげられている一方で、「市街地に緑が少ない」という指摘があります。

### ●城下町の風情など延岡らしさの核となる歴史・文化的景観の減少

- ・生活文化の変化や近代化に伴って、旧城下町の風情や市内に点在する身近な歴史・文化的景観が失われつつあります。
- ・また、高層マンションの建設が市内随所で進んでおり、今後の開発によって、市民のシンボルである城山への眺望も阻害される恐れがあります。

### ●公共施設のデザインが統一されていない

- ・市民意見では、橋や街灯などのデザインに統一感がなく、連続性と風格が感じられないという指摘があります。

### ●景観に対する意識の醸成が十分でない

- ・市民による自主的な景観づくりが既に進められていますが、景観に対する市民の意識は未だ十分ではなく、市民協働の意識啓発も不足しており、一部の活動に留まっているとの指摘があります。





### ■ (3) 景観の課題

- 河川からの眺めに配慮した建物等の景観誘導や、街路や店先などの積極的な緑化等による、五ヶ瀬川・大瀬川の雄大な河川景観と調和した、潤いのある緑豊かなまちなか景観づくりが必要です。
  - 建物等の色彩・意匠の誘導やライトアップの工夫等による、中心市街地にふさわしい、まとまりとにぎわいのある、景観づくりが必要です。
  - 敷地境界の緑化や工場施設の色彩・形態の工夫等による、周辺市街地と調和した潤いと落ち着きのある大規模工場地の景観づくりが必要です。
  - 周辺のまちなみや背景となる山なみの景観と調和した建物への景観誘導等による、今後の本市の観光振興を見据えた、市の玄関口として、また市の景観の骨格軸に相応しい魅力ある沿道景観づくりが求められています。
- 重要な景観資源を保全する仕組みや、建物等の高さ規制による眺望の確保等による、延岡らしい景観づくりの核となる歴史・文化的景観資源の保全・活用が必要です。
- 日豊海岸国定公園をはじめとした海沿いの美しい自然景観と調和した建物への景観誘導等による、美しい海岸・海浜景観の保全が必要です。
  - 周辺の自然景観と調和した建物への景観誘導等による、田園・河川景観の保全が必要です。
  - 祖母傾山国定公園をはじめとした内陸部の美しい自然景観と調和した建物等への景観誘導等による、良好な山地景観の保全が必要です。
- 市民の景観への意識啓発や、市民の自主的な景観づくりへの支援策の充実により、今後はこの動きを全市的な動きに拡大していくことが求められています。
- 一貫したデザインコンセプトに基づく橋や道路施設のデザイン誘導等、公共施設の高質化による、連続感と風格のある、本市の良好な景観づくりを牽引する手本となるような公共施設の景観づくりが必要です。

# 第1章

## 景観計画の区域

【景観法第8条第2項第1号】

### 第1節 景観計画の区域

本市では、海・山・川などの多様な自然景観、大規模工場地が内在する市街地景観、旧城下町や鮎やなをはじめとする歴史・文化的景観などの延岡らしさを醸し出している多様な景観が全市にわたって展開されています。

これらの多彩な景観の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、全市域を景観計画の区域として定めます。



▲延岡市の景観計画区域

## 第2章

# 良好な景観の形成に関する方針

【景観法第8条第2項第2号】

### 第1節 基本目標

本市は、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、時代時代の人々の営みによってその歴史を刻んできました。それらが蓄積し、現在の延岡固有の景観が成り立ってきました。長い時間をかけて変化してきた延岡の風土や、長い年月刻まれてきた延岡の歴史を大切にし、新しいものをつくる時はそれらとの調和を図ることで、延岡らしい景観を育てていきます。

#### 基本目標

清流が育んだ歴史・産業が織り成す  
“水郷のべおかの景観”づくり

本市への愛着や誇りを持った市民の心が、心地よい地域景観を守り、育み、次世代へ継承していくことにつながります。この市民の心を原動力に、雄大な自然と歴史、産業が織り成す延岡らしい景観を“守り”“育み”“つくり”ながら、延岡市民の心が通った景観づくりを推進していきます。

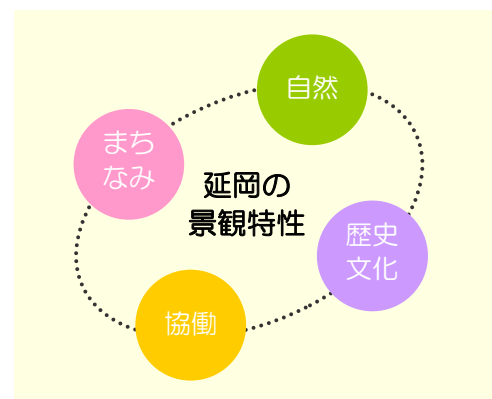
そのため、市民一人ひとりが心から本市の景観づくりに取り組み、延岡の魅力と固有の景観づくりを次世代に引き継ぎ、住む人にとっても、訪れる人にとっても、心地よいまちとしていくために、以下を景観づくりのキャッチフレーズとして定めます。

#### キャッチフレーズ

どら、やっちみろかい！  
“住んでよし、訪れてよし”の延岡景観づくり

### 第2節 景観形成の基本方針

次世代へ継承すべき延岡の景観を「守り」「育み」「つくり」つつ、目標とする延岡の景観を実現していくために、本市の景観を構成している4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を以下のように定めます。



## まちなみ

**【基本方針】**多様な資源が織り成す延岡固有のまちなみを、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく感じられるよう、更なる魅力向上に努めます！

市街地を複数の河川が流れ、その中に住宅街や商業地、工場地が形づくられており、本市固有のまちなみが形成されています。延岡固有の景観資源を生かしながら、市民や来訪者にとって快適で集いたくなるようなにぎわいのあるまちなみ景観づくりを進めます。



## 歴史・文化

**【基本方針】**時代を超えて守るべき景観の保全・育成に努め、地域の生活文化や歴史的な景観を育てていきます！

城山周辺の旧城下町のまちなみや岩熊井堰、畳堤などの市内随所に点在する歴史的景観、及び鮎やなや棚田など、自然との関わりや生活の中で育まれてきた景観資源があります。これらの延岡らしさを醸し出している歴史・文化を守りつつ、これらを核に延岡らしい景観を育てていきます。



## 自然

**【基本方針】**延岡の風土を育む海山川の織り成す景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します！

本市には日豊海岸国立公園をはじめとする海岸・海浜、祖母傾国立公園をはじめとする山地、五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川等の市域を流れる河川と沿線に広がる田園など美しく変化に富んだ自然景観があります。これらの海・山・川が織り成す良好な景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承していきます。



## 協働

**【基本方針】**延岡景観の特徴や魅力を学び、守り、つくり、伝え、郷土への愛着心と誇りを育みながら協働で延岡の景観づくりを推進していきます！

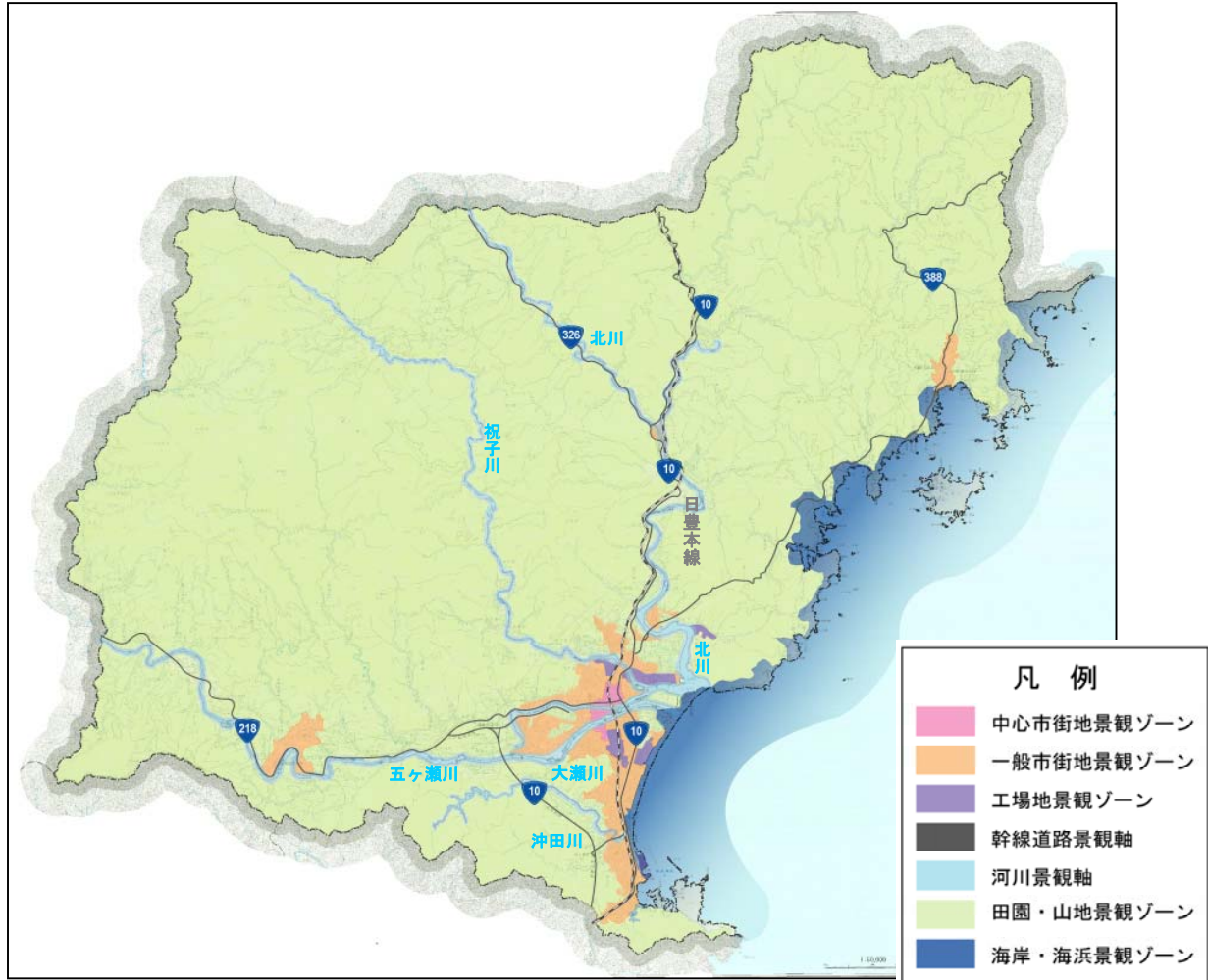
良好な景観は市民一人ひとりの日ごろの働きかけの積み重ねで形成されるものです。そのため、計画の実現に向けて、市民一人ひとりの景観づくりへの関心や意欲を醸成するとともに、景観づくりに寄与する活動への支援等により、行政・市民・事業者が協働で取り組む景観づくりを推進します。





### 第3節 景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえて、本市の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。



	【主な景観構造】	【景観形成方針】
市街地景観エリア	中心市街地景観ゾーン	魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり
	一般市街地景観ゾーン	潤いのある緑豊かな市街地景観づくり
	工場地景観ゾーン	延岡固有の工場景観を活かした魅力的なテクノスケープづくり
	幹線道路景観軸	まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり
	河川景観軸	“水郷のべおか” にふさわしい河川景観づくり
自然地景観エリア	田園景観ゾーン	周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり
	山地景観ゾーン	山地・渓谷など多彩な表情を見せる雄大な山地の景観の保全、及び自然とのふれあいの場となる景観づくり
	海岸・海浜景観ゾーン	変化に富んだリアス式の美しい海岸・海浜景観の保全、及び交流の場となる景観づくり



## 1. 中心市街地景観ゾーン

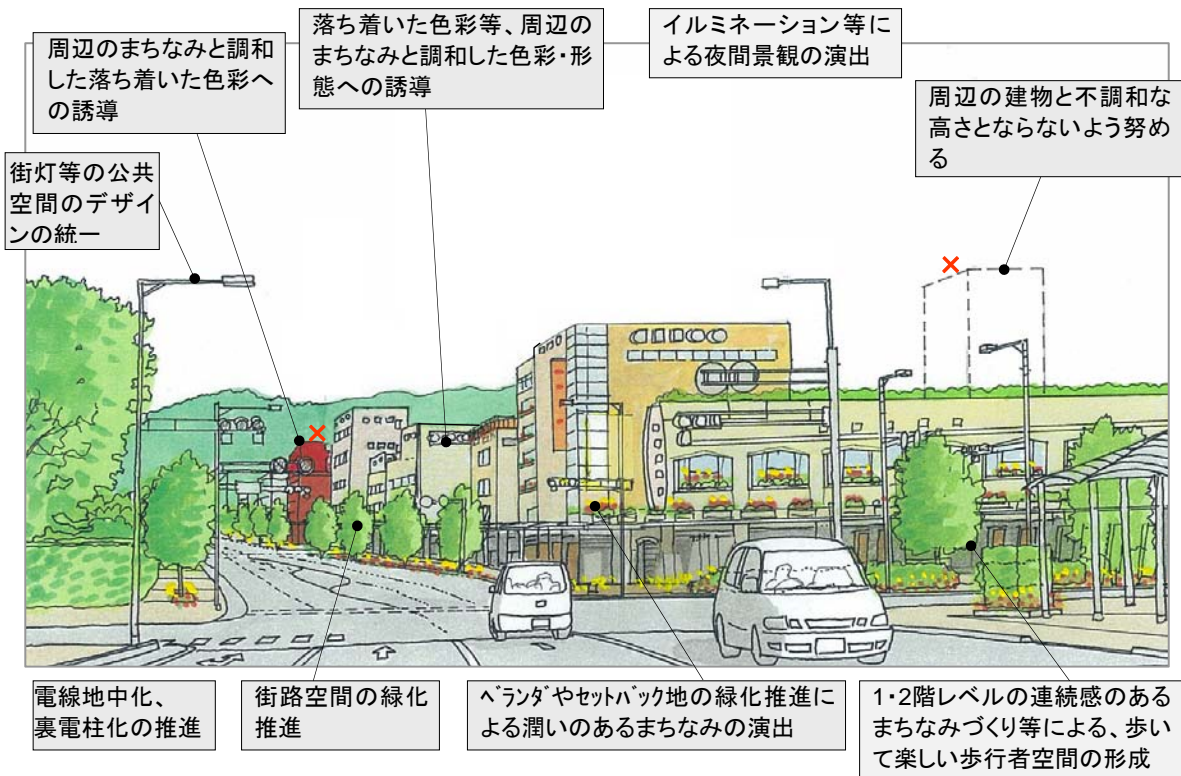
### ■ (1) ゾーン概況

JRなどの交通機関や商業・業務施設が集積し、中心市街地を形成しています。また、五ヶ瀬川や大瀬川、隣接して城山・今山などの景観資源があり、通りや河川沿いには大規模な建築物が立地しています。

### ■ (2) 景観形成方針

#### 魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり

- ・店舗デザインや夜間照明の工夫、緑化の推進による潤いとしにぎわいの演出、歩いて楽しい歩行者空間の形成
- ・落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態への建築物の誘導



▲イメージ図

## 2. 一般市街地景観ゾーン

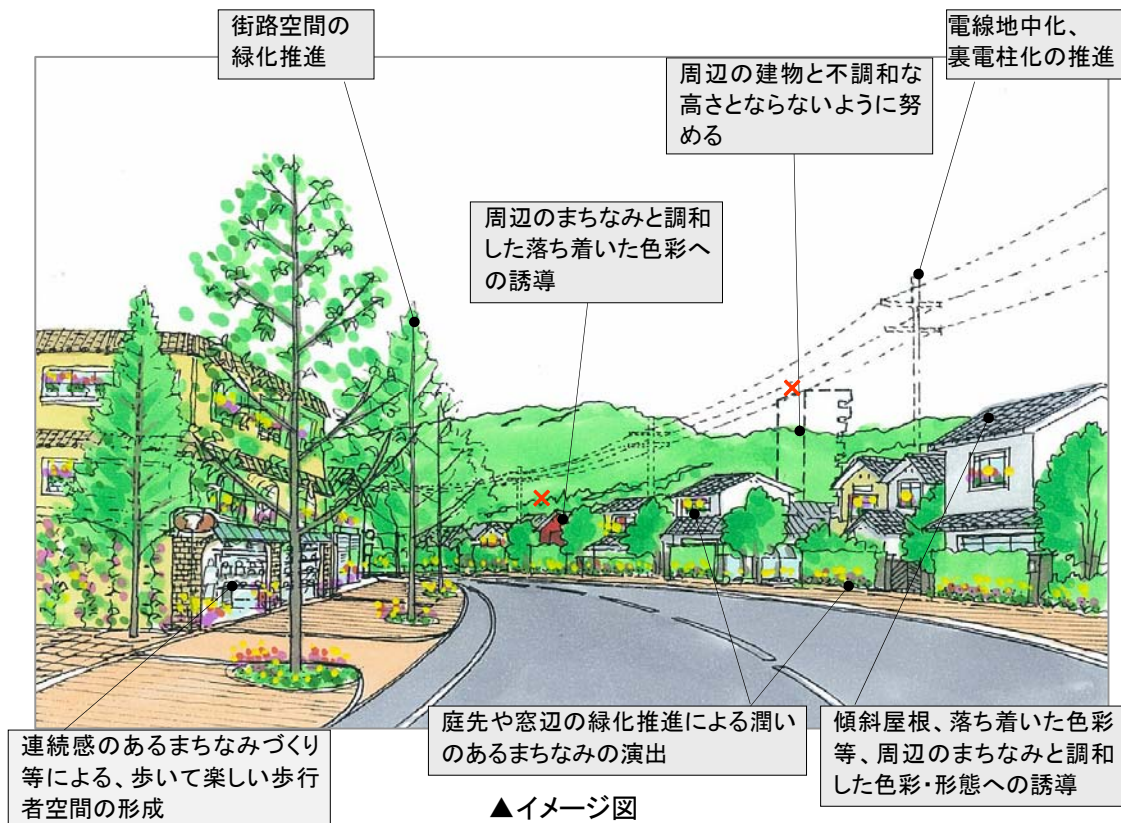
### ■ (1) ゾーン概況

土地区画整理事業等において整備されたまちなみや、田園などの自然地と調和した住宅地が形成されています。旧3町の中心部においては、周辺の田園等と調和のとれた住宅地が形成されています。

### ■ (2) 景観形成方針

#### 潤いのある緑豊かな市街地景観づくり

- ・ 緑化の推進による潤いのあるまちなみの創出
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態への建築物の誘導
- ・ 地区内に残る歴史的資源の保全
- ・ 草花による庭先の緑化推進



### 3. 工場地景観ゾーン

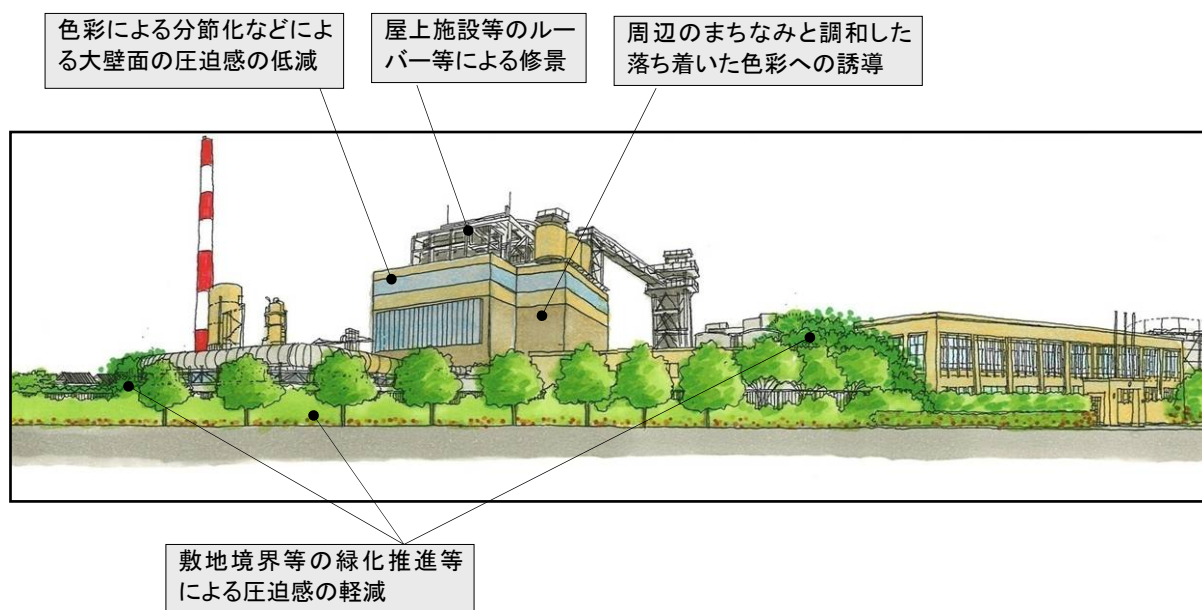
#### ■ (1) ゾーン概況

工業専用地域として、工業都市延岡を象徴する大規模工場が立地しています。これらの工場地では、外周部の緑化等によって圧迫感を軽減する工夫がされています。遠景としては、工場地内の煙突は、市内随所から見る事が出来るランドマークとして、親しみを持たれています。また、工場の夜間照明が、延岡の夜間景観の特色となっており、市民にとって延岡らしさを感じる景観の一つとなっています。

#### ■ (2) 景観形成方針

##### 延岡固有の工場景観を活かした魅力的なテクノスケープづくり

- 敷地境界の緑化の推進等による、周辺と調和した潤いのある工場地景観の創出
- 大壁面の分節化などによる圧迫感の軽減



## 4. 幹線道路景観軸

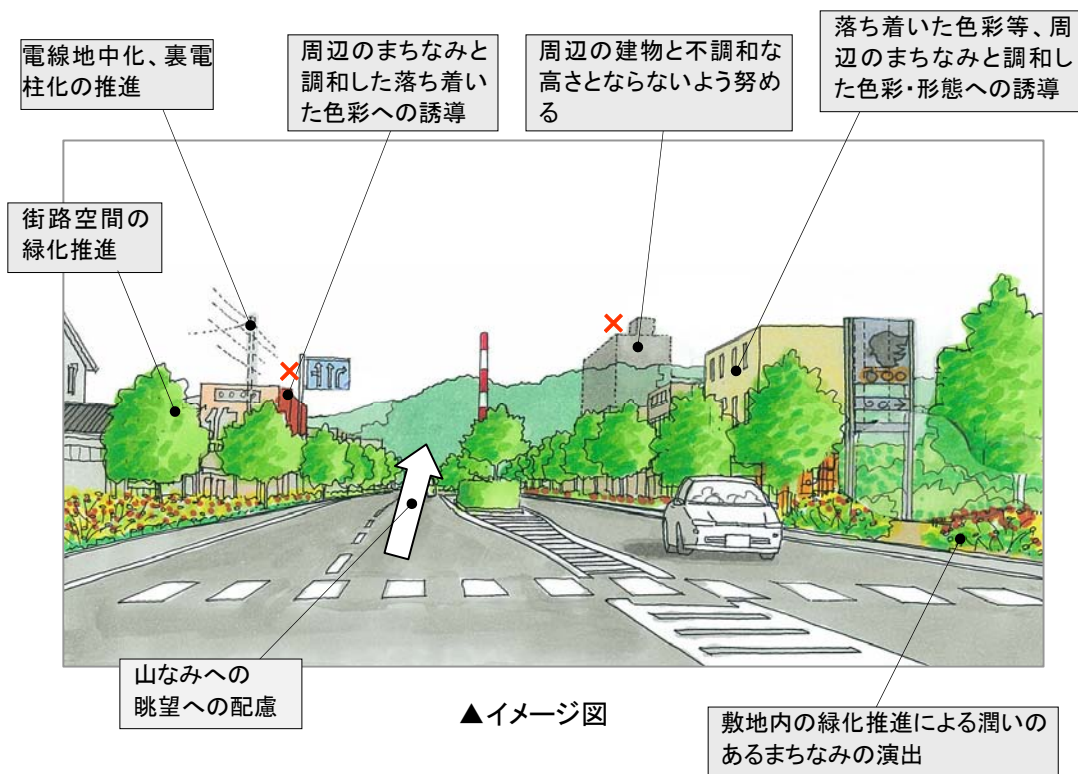
### ■ (1) ゾーン概況

南北の軸となる国道 10 号沿いでは、河川や市街地の景観が車窓から楽しめ、国道 388 号沿いでは、リアス式海岸の美しい海岸・海浜景観が楽しめます。また、東西の軸となる国道 218 号沿いでは河川沿いに田園が広がり、農地と背後の山林が広がる牧歌的な田園景観が形成されています。しかし、市街地を通る幹線道路沿いでは店舗等の立地により、訪れる人をもてなすこれらの自然豊かな沿道景観が阻害されている箇所があります。

### ■ (2) 景観形成方針

#### まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり

- ・市の玄関口、骨格軸にふさわしい車窓景観づくり
- ・落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態への建築物の誘導
- ・電線地中化等による公共空間の高質化





## 5. 河川景観軸

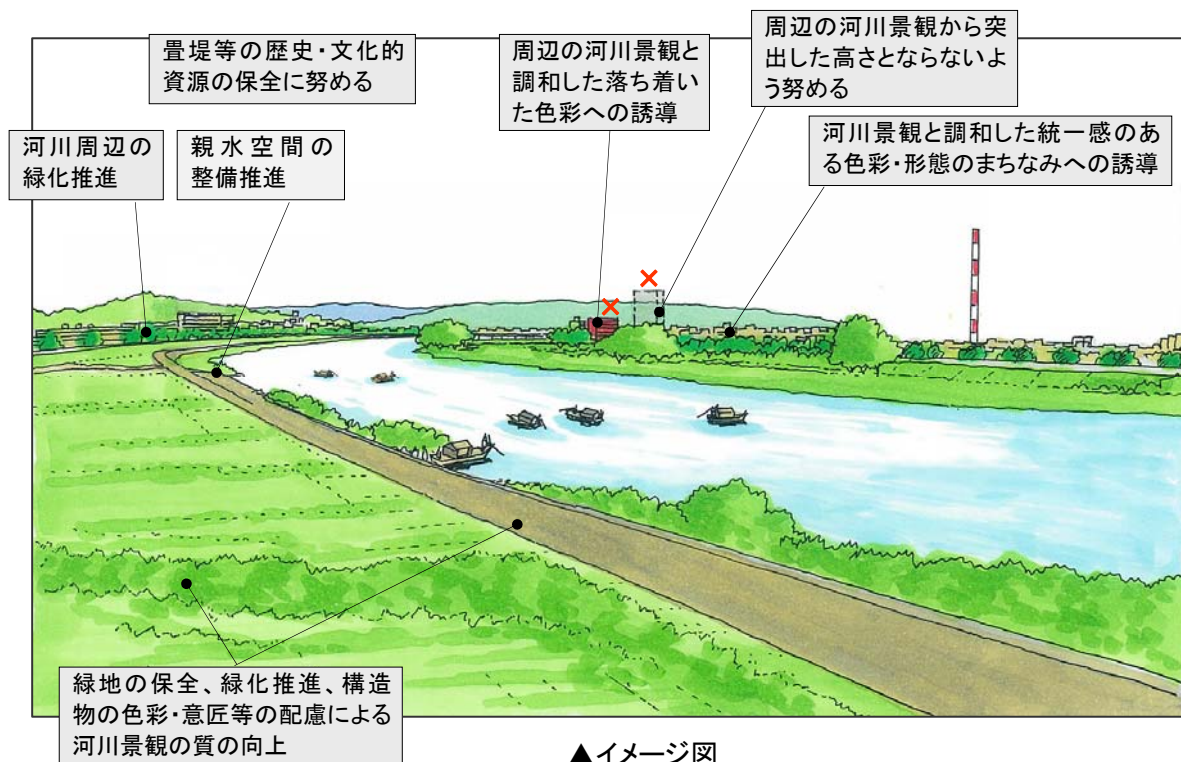
### ■ (1) ゾーン概況

本市には、豊かな水量と清流をたたえる北川、祝子川、五ヶ瀬川、大瀬川等、複数の河川が流れています。これらの河川は、水の郷延岡として延岡を特徴づける景観基盤となり、岩熊井堰や壘堤など生活文化によって育まれた歴史・文化的景観、山間部の荒々しい自然をむき出しにした溪谷など、多彩な景観を沿線に展開しています

### ■ (2) 景観形成方針

#### “水郷のべおか” にふさわしい河川景観づくり

- 美しい河川景観の保全
- 落ち着いた色彩等、河川景観と調和した色彩・形態の建築物への誘導
- 河川景観と調和した構造物の形成





## 6. 田園景観ゾーン

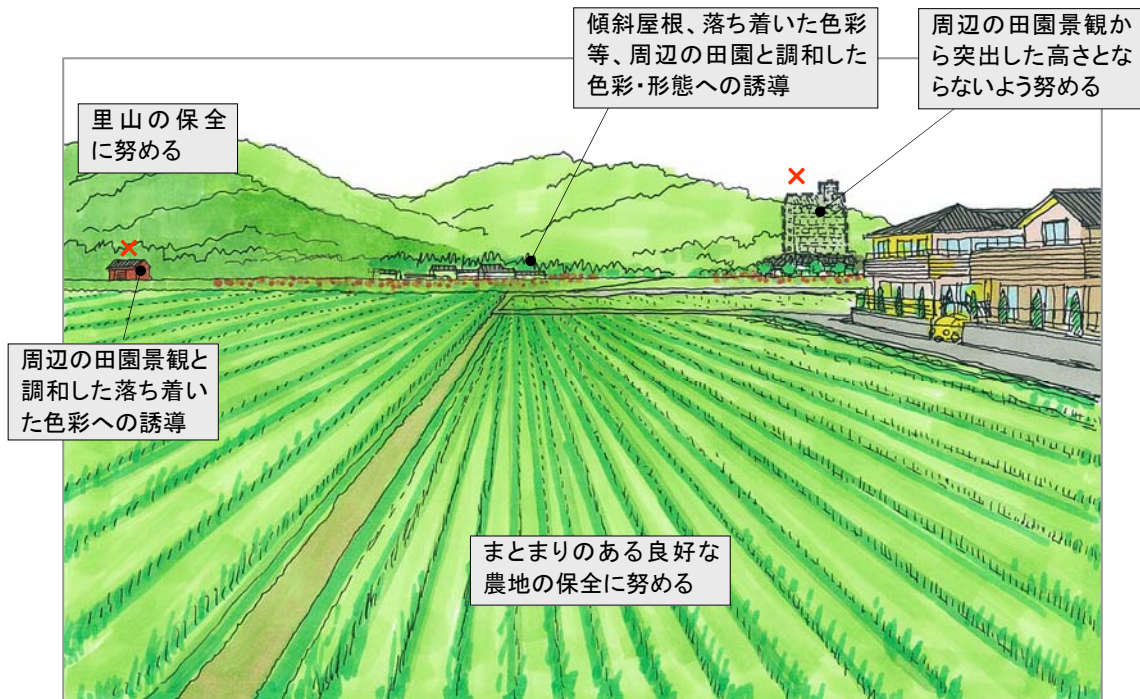
### ■ (1) ゾーン概況

市街地の周辺や河川沿いに田園が広がり、背後の山林や河川と相まって良好な田園景観を形成しています。しかし、一部の地域では住宅地の開発等によって、良好な田園景観が損なわれている箇所もあります。

### ■ (2) 景観形成方針

#### 周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり

- まとまりのある良好な農地や里山の保全
- 周辺の田園景観と調和した落ち着いた色彩・形態の建築物等への誘導



▲イメージ図

## 7. 山地景観ゾーン

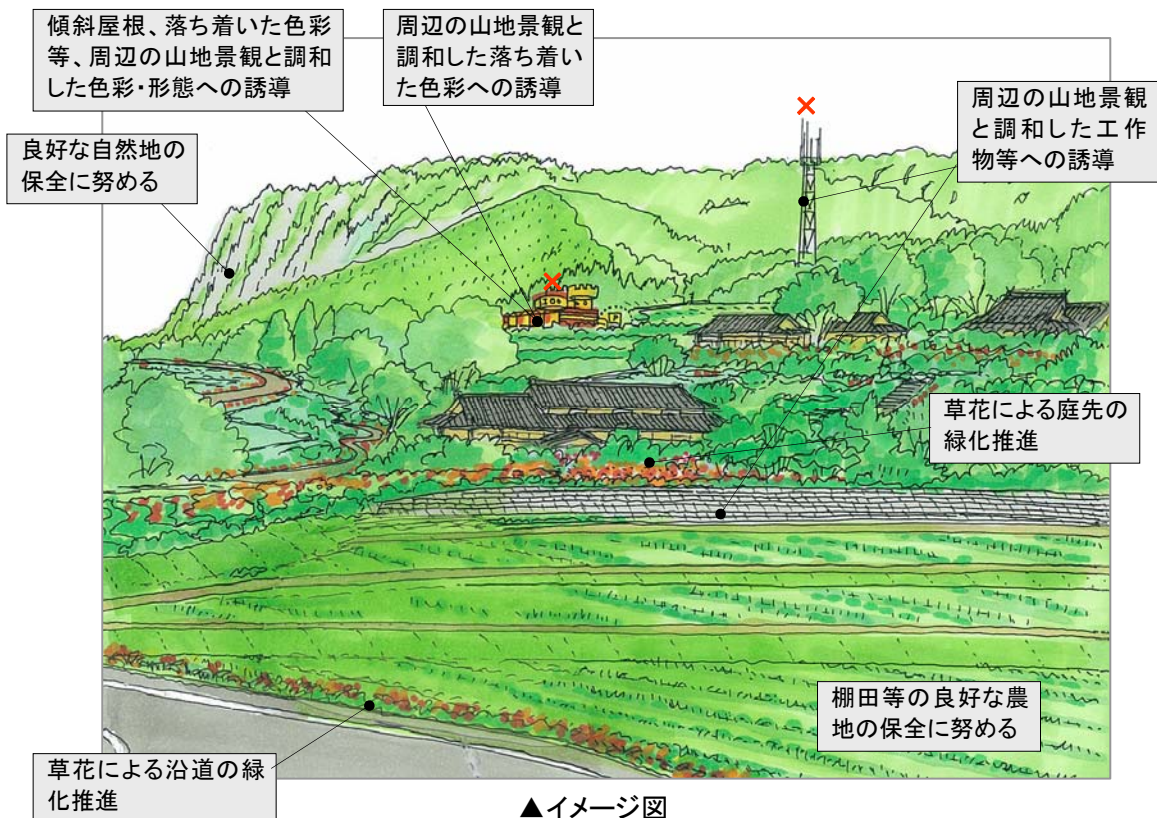
### ■ (1) ゾーン概況

市域の大部分を占める、市街地を囲むように連なる山々は、市内随所からその雄大な山なみが眺められます。祖母傾山国定公園に属する大崩山や比叡山、行滕山等の山々は原生林がひろがり、岩がそそり立つ景勝地として、市民にひろく親しまれています。

### ■ (2) 景観形成方針

山地・溪谷など多彩な表情を見せる雄大な山地景観の保全、  
及び自然とのふれあいの場となる景観づくり

- 良好な自然地や棚田などの良好な山地の保全
- 落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- 草花による庭先、沿道の緑化の推進



## 8. 海岸・海浜景観ゾーン

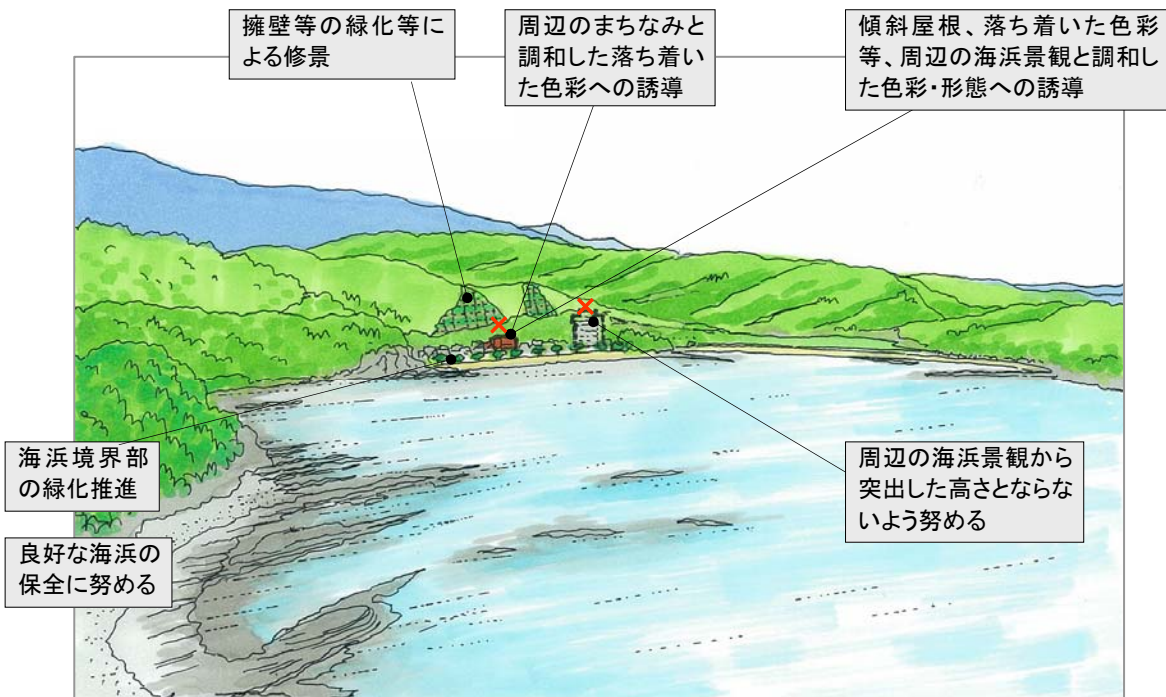
### ■ (1) ゾーン概況

市街地に近接して白砂の長浜海浜がひろがるとともに、日豊海岸国定公園には特徴的なリアス式海岸が続き、風光明媚な海岸・海浜景観を形成しています。また、この中に点在する自然海浜やキャンプ場は海浜レクリエーションの拠点として、市民にひろく親しまれています。

### ■ (2) 景観形成方針

#### 変化に富んだリアス式の美しい海岸・海浜景観の保全、 及び交流の場となる景観づくり

- 良好な海浜の保全
- 落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- 擁壁や海浜境界部等の緑化による修景



▲イメージ図



## 第4節 景観形成重点地区の景観形成方針

### 1. 景観形成重点地区の区域

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「景観形成重点地区」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。景観形成重点地区として、現在も届出制度による景観形成の誘導を図っている「城山周辺地区」および「シンボルロード周辺地区」を指定します。

また、景観形成重点地区に位置づけられていない地域であっても、良好な景観資源を有し、これを核に景観形成を進めるとして合意が図られた場合は、景観形成重点地区に指定し景観形成方針・基準等を検討していきます。



### 2. 景観形成方針

景観形成の基本方針に沿って、地区別の景観形成方針を定めます。

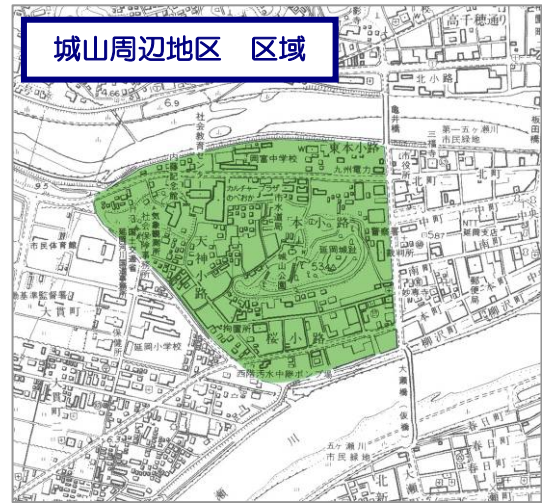
【地区】	【景観形成方針】
城山周辺地区	城山の歴史や自然と調和した、落ち着きと風格のある城下町景観づくり
シンボルロード周辺地区	背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり



## ■（１）城山周辺地区

### ■①地区概況

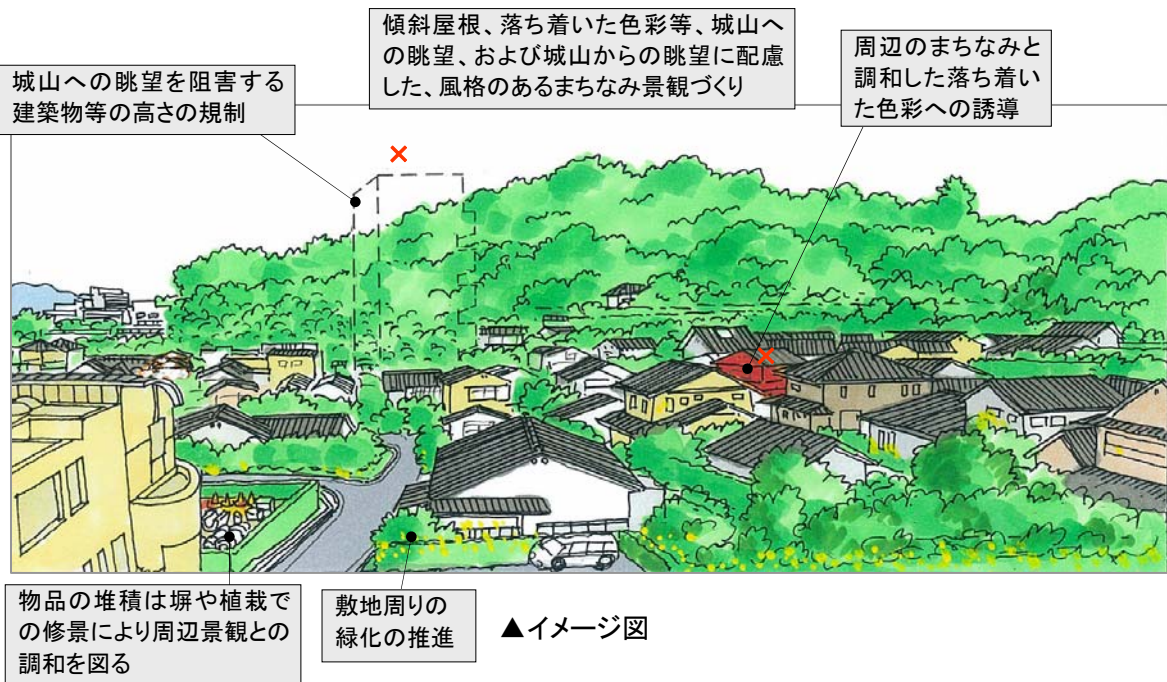
本地区は五ヶ瀬川と大瀬川に挟まれており、1603年にその両河川の流れを巧みに利用した延岡城が初代藩主高橋元種氏によって築城されたことにより、延岡市の都市形成の源となった地区です。城山等の丘陵と広大な河川空間が一体となって四季折々の景観を醸し出しています。また、内藤記念館や図書館等の文化施設が集積するとともに、近世の地割りや生垣など、城下町延岡の歴史と文化を今に伝える景観が地区の随所に見られます。



### ■②景観形成方針

#### 城山の歴史や自然と調和した、落ち着いた風格のある城下町景観づくり

- 城下町としての歴史・文化がいきづく、自然と調和した都市景観の形成
- 市民に親しまれ、落ち着いた風格のある都市景観の形成
- 建物の高さ規制（標高21m）等による、城山への眺望確保





## ■ (2) シンボルロード周辺地区

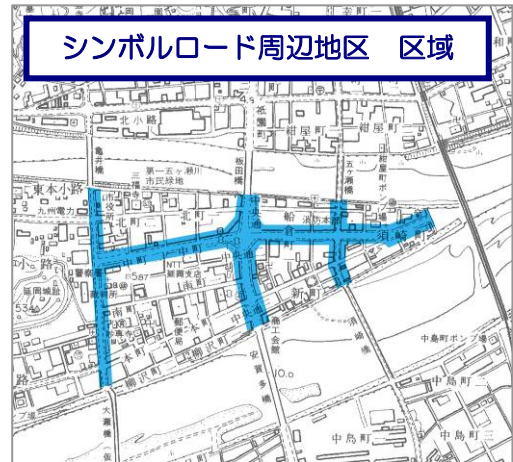
### ■ ①地区概況

川中地区の亀井通線の東側は、戦災復興によるまちづくりが行われ、現在では、本市の中心的商業業務地区となっています。地区の中央を東西に結ぶ中町通線は、市の顔となる景観軸として、自然環境豊かな五ヶ瀬川と大瀬川をイメージさせるデザインを取り入れて整備しています。中町通りは通称「シンボルロード」と呼ばれ、夏祭りや物産展などが行なわれており、市民に愛され親しまれる通りとなっています。

都市景観形成モデル都市の重点地区として都市景観形成事業が進められてきましたが、シンボルロードや辻広場等の完成に伴って商店街のリニューアル等も進み、潤いと賑わいのあるまちなみが形成されています。

中心市街地ゾーンでは都市的な景観づくりが求められており、シンボルロード周辺地区においては、中心市街地ゾーン全体を先導するような魅力とにぎわいのある景観づくりが求められています。

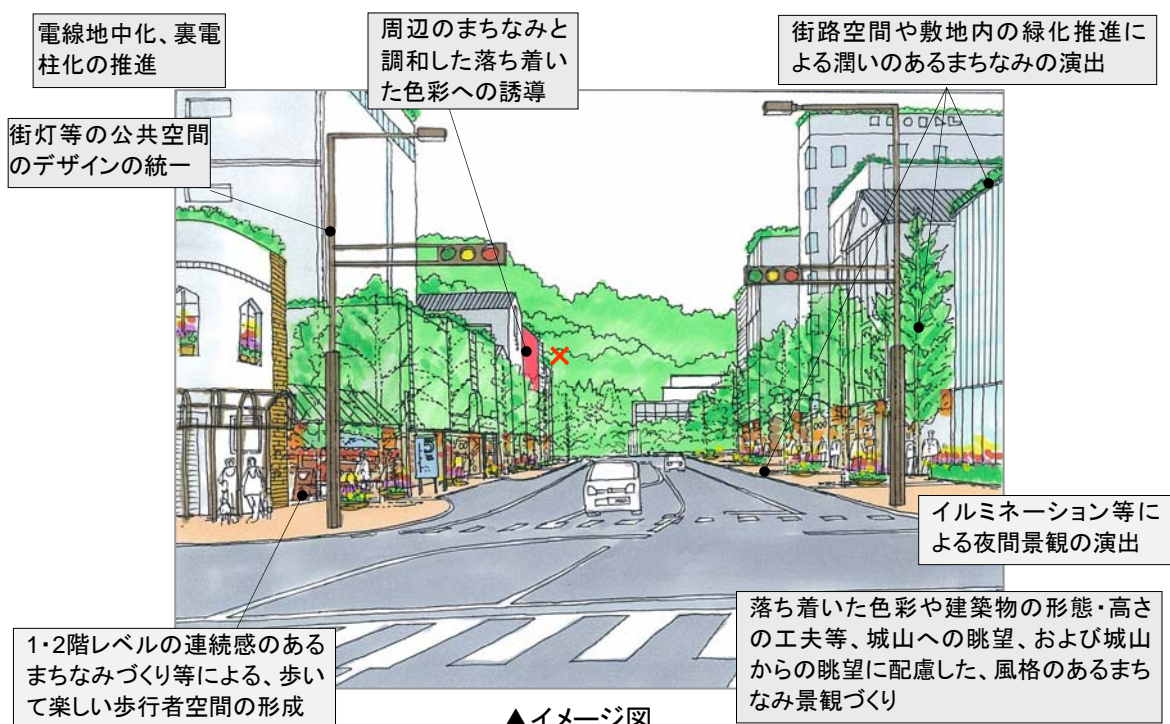
シンボルロード周辺地区については、図に指定する路線の道路境界線に接する敷地を対象区域とします。



### ■ ②景観形成方針

#### 背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり

- 本市を印象づける魅力あるまちなみの形成
- 中心市街地にふさわしい賑わいのある都市的な景観の形成
- 城山等の歴史的資源を背景とした風格のあるまちなみの形成



# 第3章

## 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項

【景観法第8条第2項第3号】

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、建築物・工作物の建築や開発行為などについて、良好な景観形成のための制限を定めます。これにあたり、効果的な景観誘導を推進するために、全市的には景観の底上げを目的にゆるやかな基準を、景観形成重点地区については積極的な景観誘導を目的にきめ細かな基準を設けます。

また、全市的な制限の対象としては、景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある大規模建築行為等とします。これらについて、景観に配慮した行為となっているかをチェックするために、届出を義務付けます。

### 第1節 届出対象行為

#### 1. 届出対象建築物

全市域および、景観形成重点地区それぞれについて、以下に該当する場合は届け出を行うものとします。

	届出対象行為	届出の規模（※1）
全市域	新築、増築、改築、移転のほか、 外観を変更することとなる修繕、 模様替、色彩の変更	①高さ 13m 以上または延床面積 500㎡以上の建築物 ②延長 30m 以上のアーケード
景観形成 重点地区		①建築物

※1:ただし、増築、改築、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)については、下表に該当するものは届出の対象外とする。

行為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が 10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの(建築基準法2条14項、15項に該当しないもの)
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積（※2）又は屋根面の水平投影面積（※2）の5分の1以下となるもの

$$\frac{\text{行為面積（壁面広告の面積は除く）}}{\text{壁面等の面積（壁面広告の面積を含む）}} \leq 20\%$$

※2：壁面広告を含む面積とする。

## 2. 届出対象工作物

全市及び、景観形成重点地区について、建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物のうち、高さが13m以上(※3)の工作物を対象に、その新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届け出を行うものとします。

【参考】建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物の種類

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑥ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑦ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑧ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ⑨ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑩ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑪ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑫ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

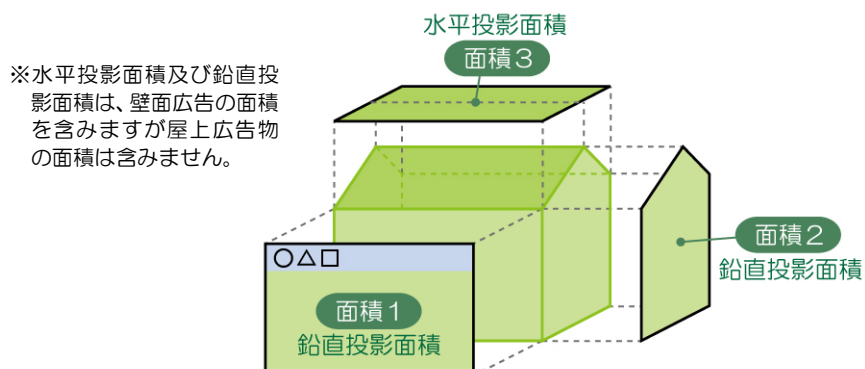
※3:ただし、増築、改築、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)については、下表に該当するものは届出の対象外とする。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積(※2)又は屋根面の水平投影面積(※2)の5分の1以下となるもの

※2:壁面広告を含む面積とする。

### 【各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積】

- ・各壁面の鉛直投影面積とは、下図の面積1や面積2のこと。
- ・屋根面の水平投影面積とは、下図の面積3のこと。
- (ただし、見えない壁面についても同様に考えるものとします。)

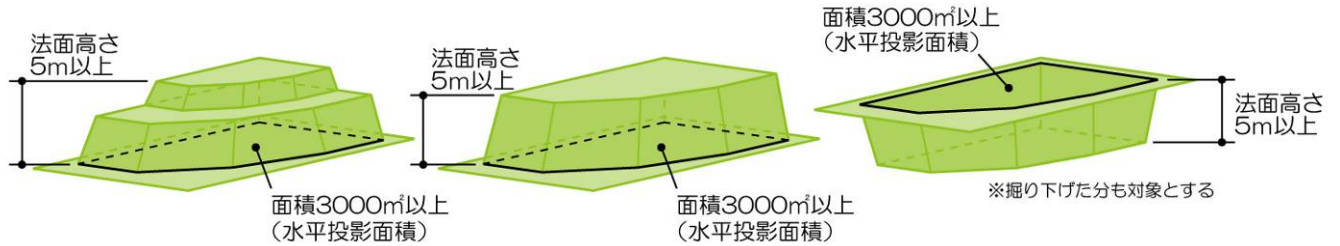


### 3. その他の届出対象行為

景観形成重点地区においては、以下の行為も届出対象とします。

#### ■ (1) 土地の形質の変更

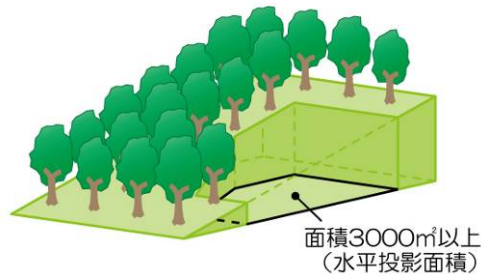
①区域面積 3000 m<sup>2</sup>以上、または、法面高 5m以上



#### ■ (2) 竹木の伐採又は移植

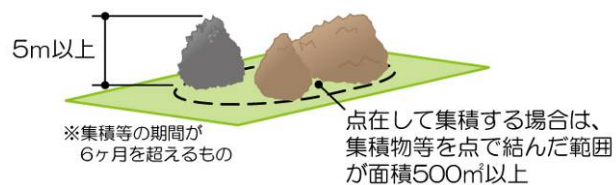
①区域面積 3000 m<sup>2</sup>以上 (※)

※：ただし、維持管理のための伐採又は移植については届出の対象外とする。



#### ■ (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵

①集積等の期間が 6 ヶ月を超えるもので、500 m<sup>2</sup>以上または高さ 5m以上

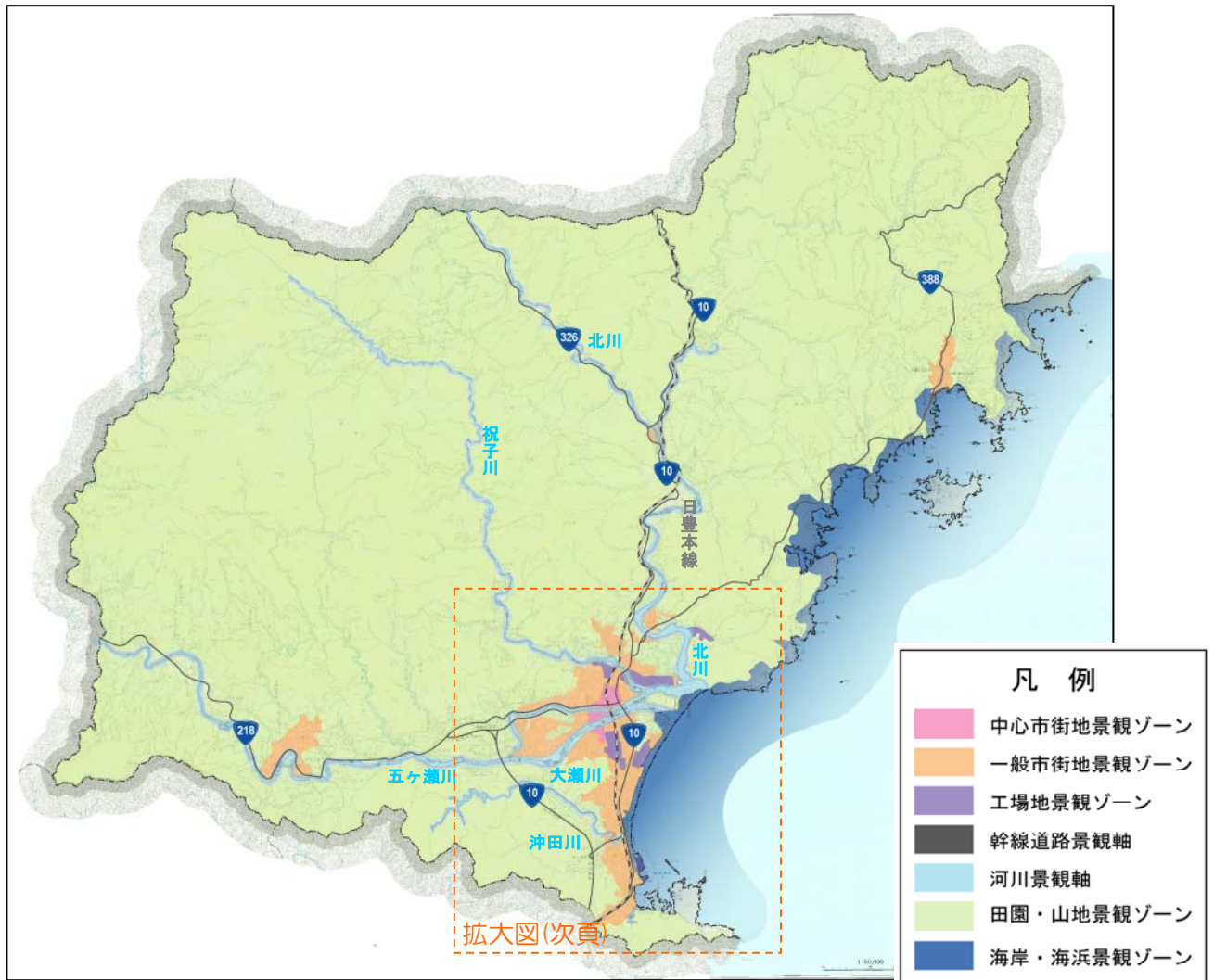




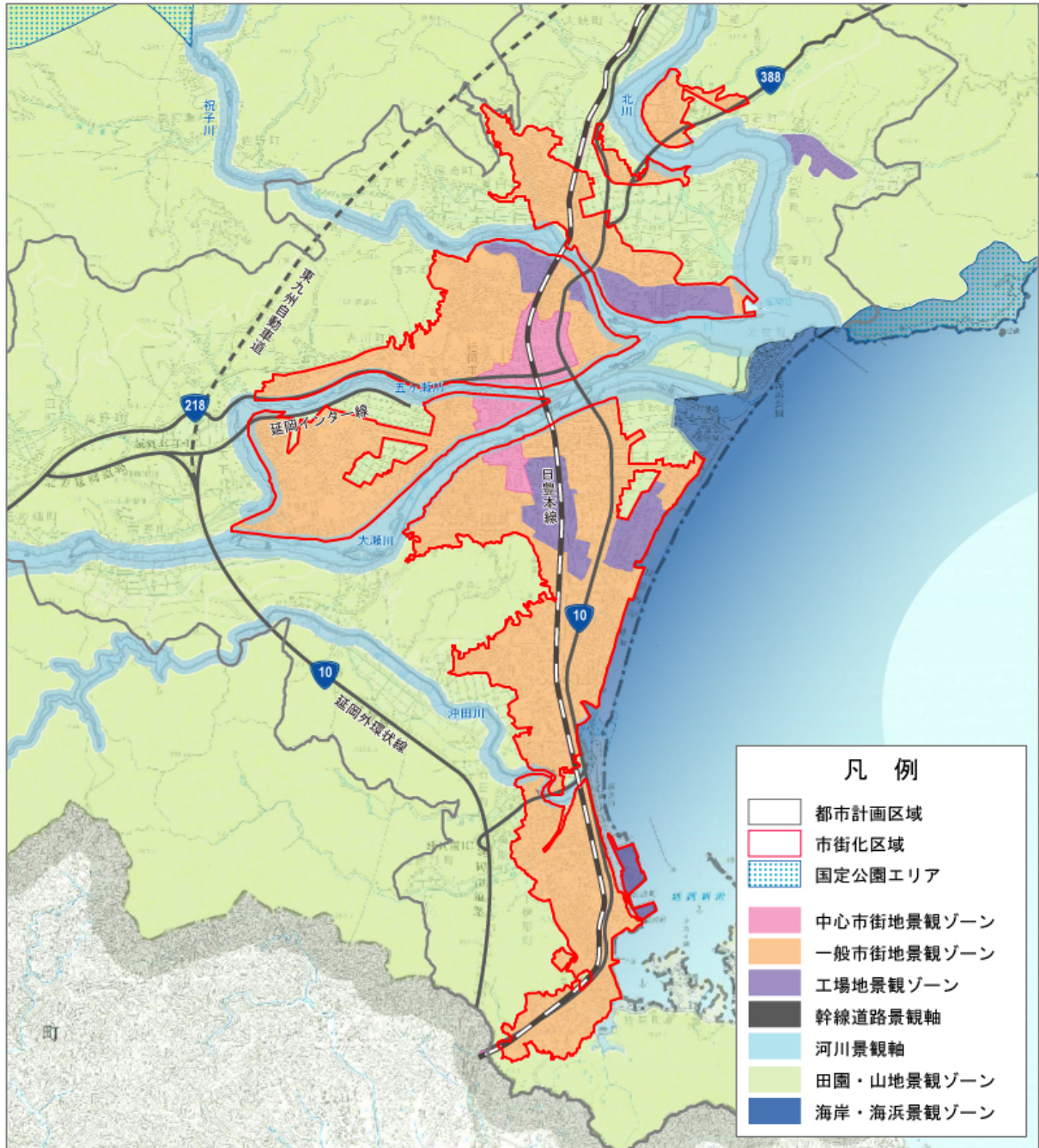
## 第2節 届出対象行為に係る景観形成基準

高さ、形態、意匠、壁面、屋外設備、色彩、外構、緑化といった景観項目について、景観構造別に基準を設けます。景観形成重点地区についてもそれぞれの基準を設けます。

### 1. 全市の景観形成基準



▲景観構造詳細区分図



▲景観構造詳細区分図（市街地拡大）



■全市の景観形成基準

項目	市街地景観エリア				自然地景観エリア						
	中心市街地景観ゾーン	一般市街地景観ゾーン	工場地景観ゾーン	幹線道路景観軸	河川景観軸	田園景観ゾーン	山地景観ゾーン	海岸・海浜景観ゾーン			
建築物・工作物	●道路等の公共用地に接する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。										
	●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。		●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した配置とする。		●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。		●山なみの稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努める。 ●既にまちなみが形成されている地域では、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。				
高さ	●周辺のまちなみから突出した、まちなみ景観と不調和な高さとならないように配慮する。				●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努める。						
					●橋梁などの主要な視点場からみて、河川景観と調和した高さとなるように配慮する。		●周辺の自然景観や田園景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。		●周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。		●周辺の海浜景観から突出した高さとならないように配慮する。
形態・意匠	●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。 ●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 ●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。										
	●建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。 ●特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努める。 ●道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とする。		●商業施設において、建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。		●商業施設において、建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。		●市街地においては橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮する。				
色彩・素材	●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色合い・素材とする。 ●特に色彩については、マンセル値によりR～Yは彩度6以下、GY～RPは彩度4以下とする。 ※：本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）のZ8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。 ●屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとす。 ※：ただし、上記について次に該当するものは、この限りではない。 ① アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで） ② 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ④ 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど ●延岡らしさを感じさせる地産の素材を積極的に取り入れるように努める。 ●過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。										
	●愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。										
屋外設備類	●屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。										
	●日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。		●商業施設において、日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。		●商業施設において、日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。						
外構	●道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 ●ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできるかぎり見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 ●駐車場、駐輪場は周囲をできるかぎり植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、石積み等）による修景を行なう。										
	●大規模な敷地については、敷地内に歩行者のための通路を設けるなど、魅力のある商業空間の形成に努める。										
緑化	●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 ●道路に接する場所など、公共の場から見える場所についてはできる限り緑化に努める。 ●特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。										
	●庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努める。		●庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。		●道路境界と建築物等との間に適切に高木を配置するなど、緑に包まれたようなおおいと落ち着いた工場地景観の形成に努める。		●庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい沿道景観の形成に努める。		●庭先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい地域景観の形成に努める。		
照明	●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 ●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。										
	●デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。		●商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。		●商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。		●商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。		●市街地においては橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮し、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。		
その他	●市街地のアーケードについては、光を通す透明または半透明の材質の屋根とする。デザインについては、道路や歩道の動線を配慮し、近隣のアーケードや街並みと調和のとれたものとする。										
			●施設の外壁や屋根などの定期的なメンテナンスを行うことにより、美観の維持に努める。								



## 2. 景観形成重点地区の景観形成基準

### ■城山周辺地区

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共用地に接する建築物等の壁面は、境界線からできるかぎり離れた位置に配置し、オープンスペースを確保することにより、ゆとりのある空間の創出に努める。</li> <li>●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●城山への良好な眺望を確保するために、建築物等の高さ※は、標高 21m以下とする。既に 21mを超える建築物等については、建て替えの際に 21mを超えないようにする。ただし、市長が景観審議会または景観アドバイザーの意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときはこの限りではない。</li> <li>※：高架水槽・看板等の建築物に付帯する施設を含めた高さとし、当該計画における建築物等の「高さ」とは、この定義に準ずるものとする。</li> <li>●既存の建築物などと調和したスカイラインを形成するように努める。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観は、周辺景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、落ち着きのある形態・意匠とする。</li> <li>●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。</li> <li>●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。</li> <li>●形態・意匠の統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努めるとともに、歴史的雰囲気と調和した風格のある景観を形成するような形態・意匠とする。</li> </ul>
建築物・工作物 色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とする。</li> <li>●特に色彩については、マンセル値により R～Y は彩度 6 以下、GY～RP は彩度 4 以下とする。</li> <li>※：本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。</li> <li>●屋根面はできるかぎり無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。</li> <li>※：ただし、上記について次に該当するものは、この限りではない。</li> <li>① アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の 5 分の 1 まで）</li> <li>② 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>④ 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの</li> <li>*質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</li> <li>*植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> <li>●特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害ないように配慮する。</li> <li>●木材や石材等の自然素材色と類似した色調を基調とするなど、四季の移り変わりとの調和も考慮した色彩とする。</li> <li>●延岡らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</li> <li>●過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。</li> </ul>
屋外設備類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できるかぎり道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>●日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。</li> <li>●道路など公共用地に接する場所にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造及び意匠を配慮する。</li> <li>●ベランダ、バルコニー類の生活用品は外部から見えにくいような工夫をし、緑化等によって潤いのある表情をつくるように努める。</li> </ul>





項目		景観形成基準
建築物・工作物	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>● ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできるかぎり見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>● 駐車場、駐輪場は周囲をできるかぎり植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、石積み等）による修景を行なう。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。</li> <li>● 道路など公共用地に接する場所については、周辺に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出するよう努める。</li> <li>● 敷地内部は少ないスペースでもできるかぎり緑化に努める。</li> <li>● 庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。</li> <li>● 特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できるかぎり屋上緑化や敷地内緑化に努める。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の生活環境、自然環境や景観を乱さないように配慮する。</li> <li>● 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできるかぎり使用しない。</li> </ul>
土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の地形を生かした必要最小限の形質の変更、既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種による緑化等により、周辺景観と調和したものとなるように配慮する。</li> </ul>
竹木の伐採又は移植		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採・移植する範囲は必要最小限とし、周辺景観を著しく損ねることのないよう努める。</li> <li>● 樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮した伐採・移植とする。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路に接する場所など、公共の場から見える場所については、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、敷地境界線からできる限り後退した位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>

【参考】

■大瀬橋から城山方面

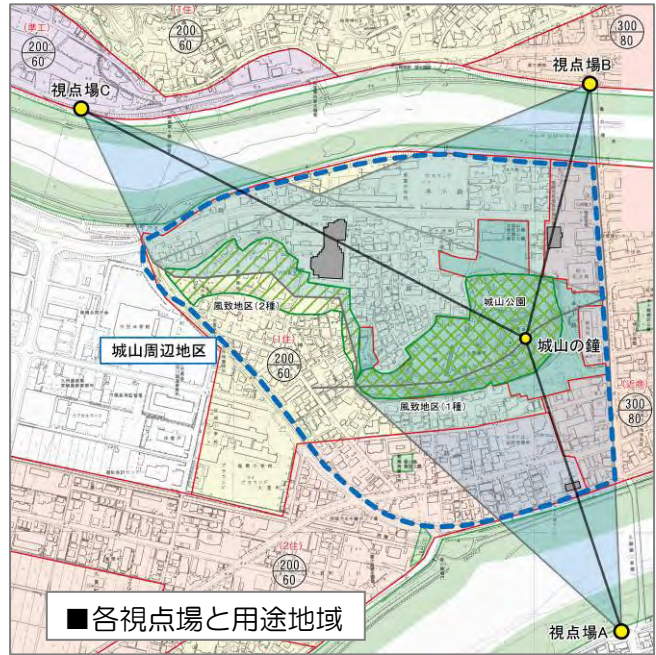


■亀井橋視点場から城山方面



【参考：建築物の高さ制限について】

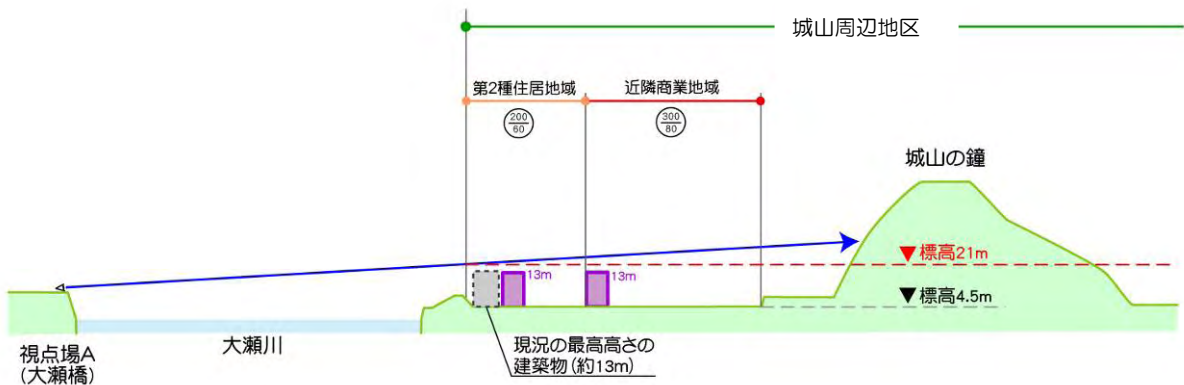
主な視点場から城山への良好な現状の眺望  
 景観を保全するために、現況の建築物の最高  
 高さや、法定容積率・建ぺい率との整合性を  
 シミュレーションで検討したうえで、これら  
 と整合した建築物の最高高さの基準値を定め  
 ました。



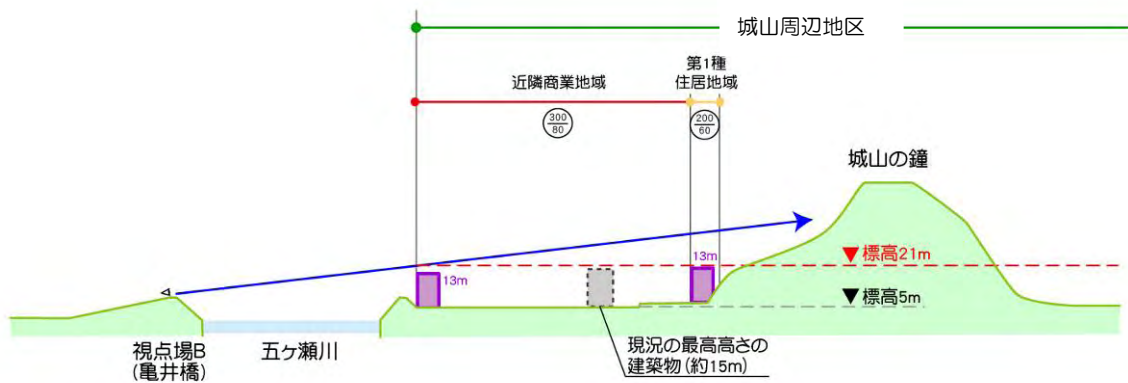
■各視点場からの高さ検討シミュレーション図

建ぺい率を最大にし、階高3mとして  
 容積率いっぱいまで建築した場合の建築物の高さ

①視点場A（大瀬橋）から



②視点場B（亀井橋）から



■シンボルロード周辺地区

項目		景観形成基準
建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共用地に接する建築物等の壁面は、境界線からできるかぎり離れた位置に配置し、オープンスペースを確保することにより、ゆとりのある空間の創出に努める。</li> <li>●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物等の高さは、周囲の建築物等と調和したスカイラインを形成するよう配慮する。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観は、周辺景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、落ち着きのある形態・意匠とする。</li> <li>●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。</li> <li>●建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。</li> <li>●道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とする。</li> <li>●特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努める。</li> <li>●城山や愛宕山、今山などからの眺めを妨げないような形態となるように努める。</li> </ul>
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色彩・素材とする。</li> <li>●特に色彩については、マンセル値により R～Y は彩度 6 以下、GY～RP は彩度 4 以下とする。 ※：本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。</li> <li>●屋根面はできるかぎり無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ※：ただし、上記について次に該当するものは、この限りではない。 ① アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の 5 分の 1 まで） ② 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ④ 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> <li>●延岡らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</li> <li>●過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。</li> <li>●特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。</li> </ul>
	屋外設備類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できるかぎり道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>●日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。</li> <li>●道路など公共用地に接する場所にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造及び意匠を配慮する。</li> <li>●ベランダ、バルコニー類の生活用品は外部から見えにくいような工夫をし、緑化等によって潤いのある表情をつくるように努める。</li> </ul>



項目	景観形成基準	
建築物・工作物	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>● ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできるかぎり見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>● 駐車場、駐輪場は周囲をできるかぎり植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、石積み等）による修景を行なう。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。</li> <li>● 道路など公共用地に接する場所については、周辺に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出するよう努める。</li> <li>● 敷地内部は少ないスペースでも出来る限り緑化に努める。</li> <li>● 庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努める。</li> <li>● 特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できるかぎり屋上緑化や敷地内緑化に努める。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。</li> <li>● 周辺の生活環境、自然環境や景観を乱さないように配慮する。</li> <li>● 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできるかぎり使用しない。</li> </ul>
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の地形を生かした必要最小限の形質の変更、既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種による緑化等により、周辺景観と調和したものとなるように配慮する。</li> </ul>	
竹木の伐採又は移植	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伐採・移植する範囲は必要最小限とし、周辺景観を著しく損ねることのないよう努める。</li> <li>● 樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮した伐採・移植とする。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土石等の集積又は貯蔵を行う場合は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、敷地境界線からできる限り後退した位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>	



## 第4章

# 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第4号】

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、産業遺産や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの本市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、延岡らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物・樹木については、現状変更に関して許可が必要になります。

## 第1節 景観重要建造物指定の方針

市民に親しまれている建築物や産業遺産など、本市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

### 【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、または、修復が可能なこと

※：ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている建造物、県の指定文化財として指定されている建造物、又は仮指定された建造物については、適用しません。

## 第2節 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、本市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

### 【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※：ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木、又は仮指定された樹木については、適用しません。



## 第1節 基本的な考え方

多くの市民から親しまれる主要な道路、河川、公園や景観形成重点地区内にある公共施設（景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設）などは、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備に当たっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者の同意の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や他の地方公共団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

## 第2節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者の同意の上、景観重要公共施設を指定します。

### 【指定基準】

- ①市の景観の骨格をなしている。
- ②市民にとって景観形成上重要と考えられている。
- ③景観形成重点地区等において、地域の景観の核として親しまれている。若しくは親しまれることが十分予想される。

### 第3節 景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号ロ）については、公共施設管理者の同意の上、長期的な視点も含めた景観形成方針、施設特性に合った実現可能な具体的事項を定めることとします。

### 第4節 景観重要公共施設の占用許可等に関する考え方

占用許可等の対象となる施設のデザインは、公共空間の整備内容や周辺景観との調和に配慮したものとする必要があります。

景観重要公共施設の占用許可等に関する基準（法第8条第2項第5項ハ）については、公共施設管理者の同意の上、想定される占用許可物件について、整備に関する考え方と整合のとれたデザインとするための配慮事項を示すものとします。



## 第5節 景観重要公共施設の指定

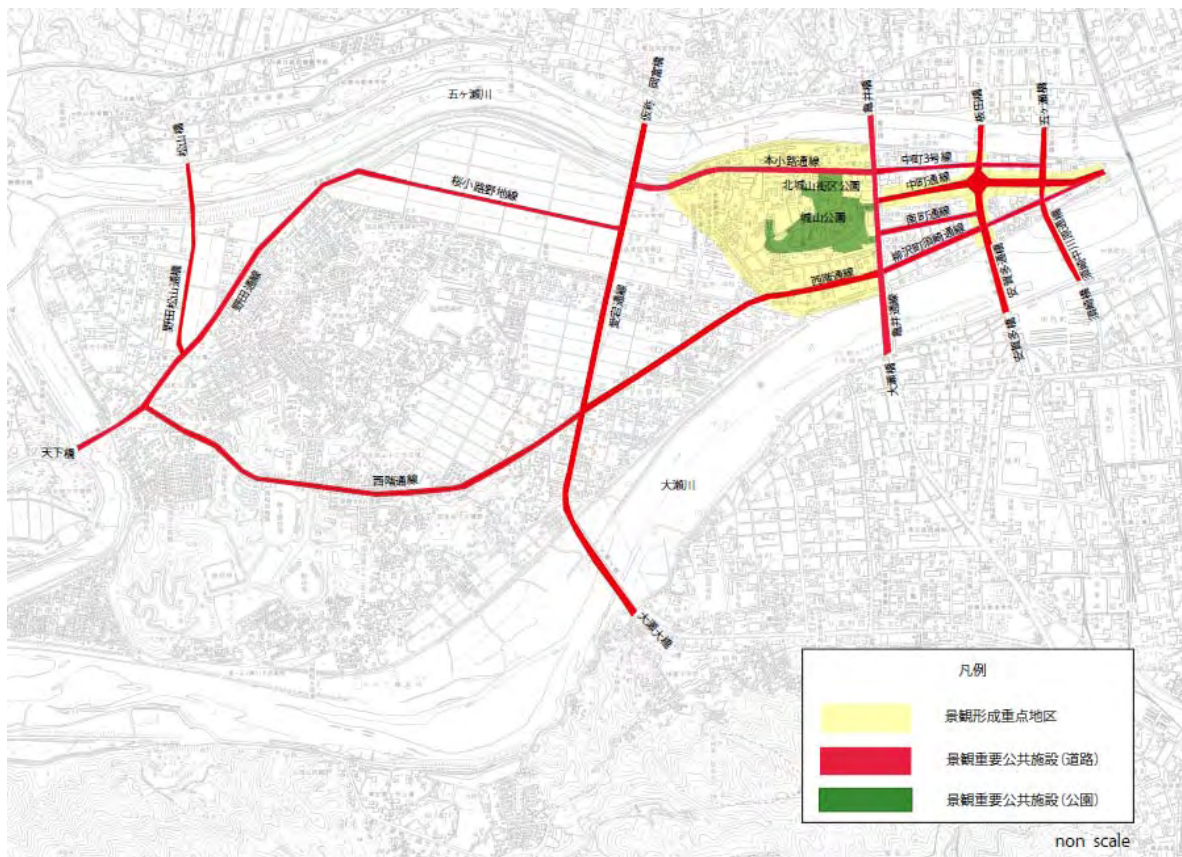
公共施設の維持・継承を基本としつつ、同じデザインとして維持することが困難な事項や、中長期的に見て改善が望まれる事項についても検討し、全体として現在の良好な景観の維持およびその向上を図っていくことを指定の目的とします。

以下を景観重要公共施設に指定します。

### ・ 川中地区における主要な公共施設

中町通線、中町3号線、南町通線、柳沢町須崎通線、亀井通線の一部（大瀬橋から亀井橋まで）、安賀多通線の一部（安賀多橋から板田橋まで）、須崎中川原通線の一部（須崎橋から五ヶ瀬橋まで）、愛宕通線の一部（大瀬大橋から仮称岡富橋まで）、西階通線、桜小路野地線、野田通線、野田松山通線、城山公園、北城山街区公園

川中地区は、自然環境豊かな五ヶ瀬川と大瀬川に挟まれており、1603年に延岡城が築城されたことにより、延岡市の都市形成の源となった地区です。現在も、市の中心市街地として位置づけられており、その歴史、文化、自然資源を活かしたまちの整備保全を行っています。特に、市の景観形成上重要な地区である「シンボルロード周辺地区」と「城山周辺地区」は、景観形成重点地区に指定されており、建築物の建築等の届出制度を実施し、市の顔にふさわしい良好なまちなみ形成を一体となって行なっています。景観形成重点地区およびその周辺の主要な公共施設を景観重要公共施設に指定し、魅力ある公共空間の創出を図るものとします。



▲景観重要公共施設（道路、公園等）概要図

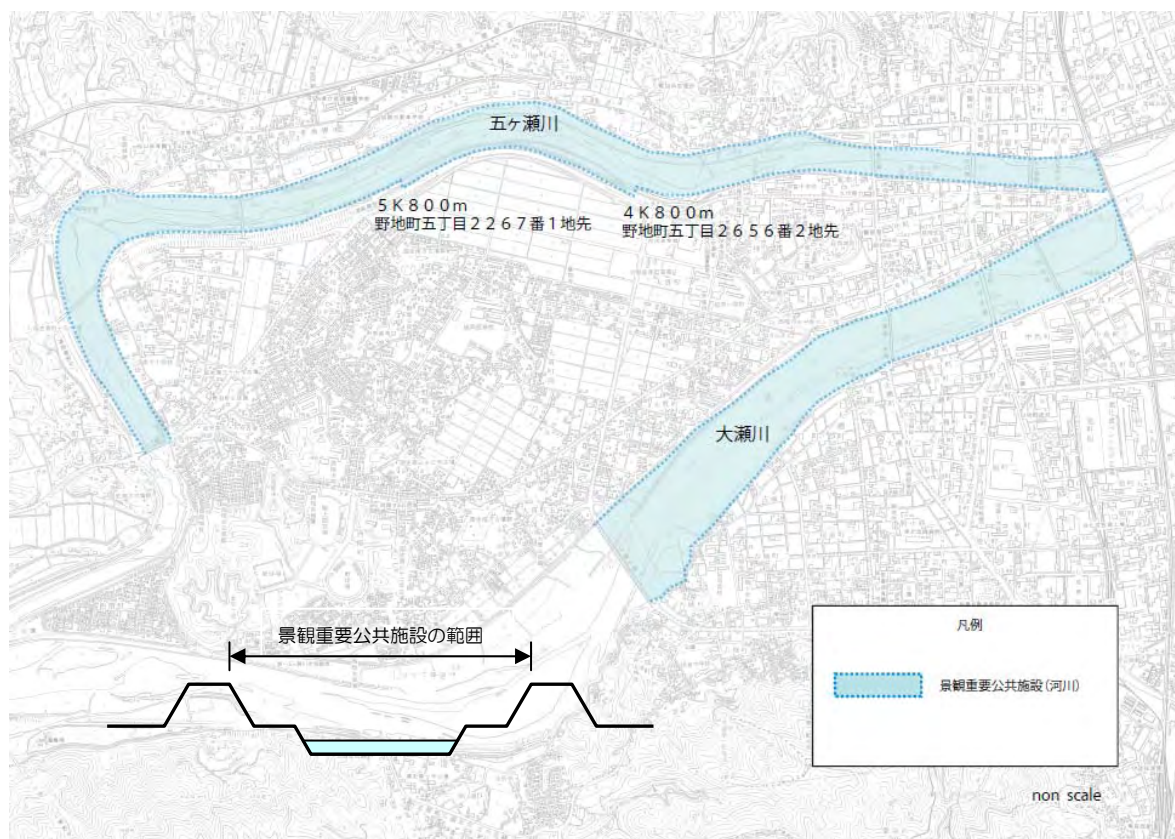


## ・まちなかを流れる河川

五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川（JRの橋梁から天下橋）、五ヶ瀬川水系大瀬川（JRの橋梁から大瀬大橋）の河川区域のうち、川表・法肩の範囲とする。ただし、五ヶ瀬川右岸（野地町五丁目2267番1地先から野地町五丁目2656番2地先の区間）については、河川区域とする。

本市には、悠久の昔から五ヶ瀬川をはじめ、大瀬川、祝子川、北川等の清らかで豊富な水量を持つ複数の河川が流れております。これらの河川は、今日までの都市の形成や市民生活、産業の発展に大きな影響を与えてきました。平成20年度に実施した景観に関するアンケートやワークショップにおいて、「延岡らしさを醸し出す重要な場所」として「まちなかを多くの河川が流れる景観」が選ばれていることから分かるように、河川の景観は、延岡のシンボルとして長年市民に親しまれております。河川敷では、スポーツやジョギング、ウォーキングを楽しむ姿が見受けられ、水辺においては、カヌーや川下りといった各種イベントが開催されております。また、ジョギングロードの一部において河津桜や菜の花が植樹され、河川の景観と調和した景観づくりが成されていたり、定期的な沿川の緑化や清掃活動などが行われており、河川は市民の自主的な景観づくり活動の舞台ともなっております。

まちなかの河川景観を景観重要公共施設に指定し、今後も人々が訪れ、様々な活動を展開できる市民の共有財産として次世代に受け継いでいくために、魅力ある河川空間の創出、維持管理を図るものとします。



▲景観重要公共施設（道路、公園等）概要図

## 第6節 整備に関する事項

### 1. 道路

#### ■基本方針

- ・道路として求められる機能の本質を認識し、地域の特性や周辺の景観との調和に努めるとともに、適正な維持管理を行なう。

#### ■緑化

- ・良好な景観を形成している既存樹木については、可能な限り、保存、移植等による活用に努める。植栽については、自然の植生、周辺の街路樹との調和に配慮し、延岡の風土に合う樹種の選定を心がけ、延岡らしい景観の創出に努めることとする。
- ・必要に応じ、緑化等により、潤いの場の創出に努める。

#### ■歩道

- ・沿道の景観と植栽や歩行者の姿が映える色調のものとし、控え目な意匠となるよう配慮する。
- ・歩道の舗装の意匠や色彩等は、周辺の建物や照明施設等との調和を図ること。

#### ■道路付属物

- ・標識類、防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等の形態、意匠、素材および色彩は、周辺の景観との調和、地域の特性又は統一性に配慮する。
- ・照明等のポール類は、通りの景観と調和し、経年変化に配慮した色彩とする。（表面に着色されていない自然石、木材等素材本来が持つ色彩はこの限りではない。）
- ・道路付属物の設置については、必要最小限に抑え、現在の道路デザインと調和のとれたものとし、配置は主要な視点場からの眺望や景観の連続性等に配慮する。

#### ■維持管理

- ・維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。
- ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕および補修に努める。

## 2. 橋梁

---

### ■基本方針

背景となる自然やまちなみとの関係に十分な配慮を図りつつ、空間として一体的な美しさを演出する。

### ■橋梁本体

- ・橋梁本体の高欄、親柱、橋上の舗装等と一体的な景観の形成に努める。
- ・橋梁の構造、形態、意匠、素材および色彩は、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。
- ・主要な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するよう努める。

### ■高欄及び照明施設

- ・形態、意匠、素材及び色彩は、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高める配置などの工夫に努める。

### ■維持管理

- ・維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。
- ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕および補修に努める。



### 3. 都市公園

---

#### ■基本方針

地域の自然、歴史、文化等の特性を生かすとともに地域の快適な環境づくりに努める。

#### ■公園施設

- ・公園全体や周辺との調和がとれた景観を形成するため、公園施設は景観に配慮した意匠や色彩とすること。
- ・園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮した上で、できる限り地場産の自然素材等の利活用促進に努める。
- ・安心・快適が感じられる景観を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮した園路、休憩施設などの整備を推進すること。
- ・公園等の植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保存・活用等に努めること。
- ・公園と地区とのつながりが感じられる景観を形成するため、公園の外周部の植栽や施設のデザインなどに配慮すること。

### 4. 河川

---

#### ■基本方針

- ・市内を流れる河川は延岡らしい景観として市民に親しまれている。延岡市の魅力が凝縮された延岡の顔として、人々が集う魅力的な河川空間を創出する。
- ・河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に応じた整備に努める。
- ・河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。

# 第6章

# 景観づくりを推進するために

## 第1節 景観づくりの方針

現在実施している景観形成事業や景観計画策定懇談会の中で出た意見をもとにこれからの景観づくりについての方針を以下のように定めます。

- ・規制、誘導を含めた効果的な景観行政の展開を図る
- ・延岡の景観づくりの広報活動を推進する
- ・景観への関心を高め意識の向上を図る
- ・景観形成の総合的な推進体制を構築する
- ・行政、事業者、市民との協働を推進する

### 市民

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家周りや地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する住宅に配慮

など

### 事業者

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・事業所や地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する建物に配慮

など



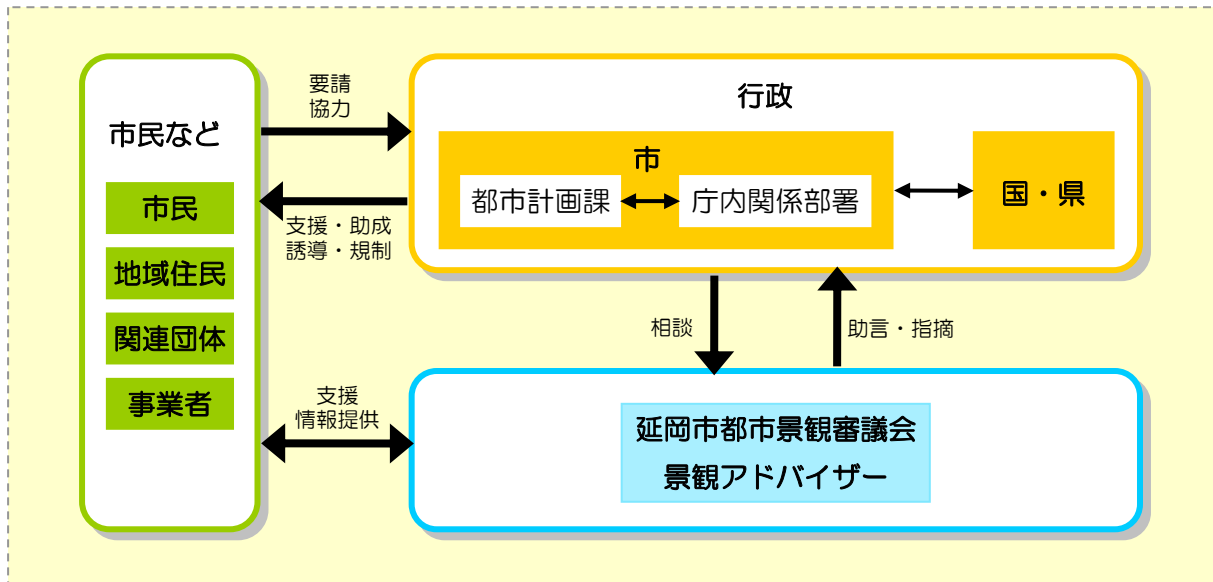
### 行政

- ・良好な景観づくりに対する市民への意識啓発活動
- ・各事業における景観への配慮
- ・景観に関する関係各課の連携
- ・公共事業における景観に関するチェック体制の整備
- ・道路、河川の清掃、花植え等による演出
- ・市民主導の景観づくりに対する専門家の派遣
- ・計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・重要な景観資源については、“延岡景観資源”として公表

など

## 第2節 推進体制

市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。

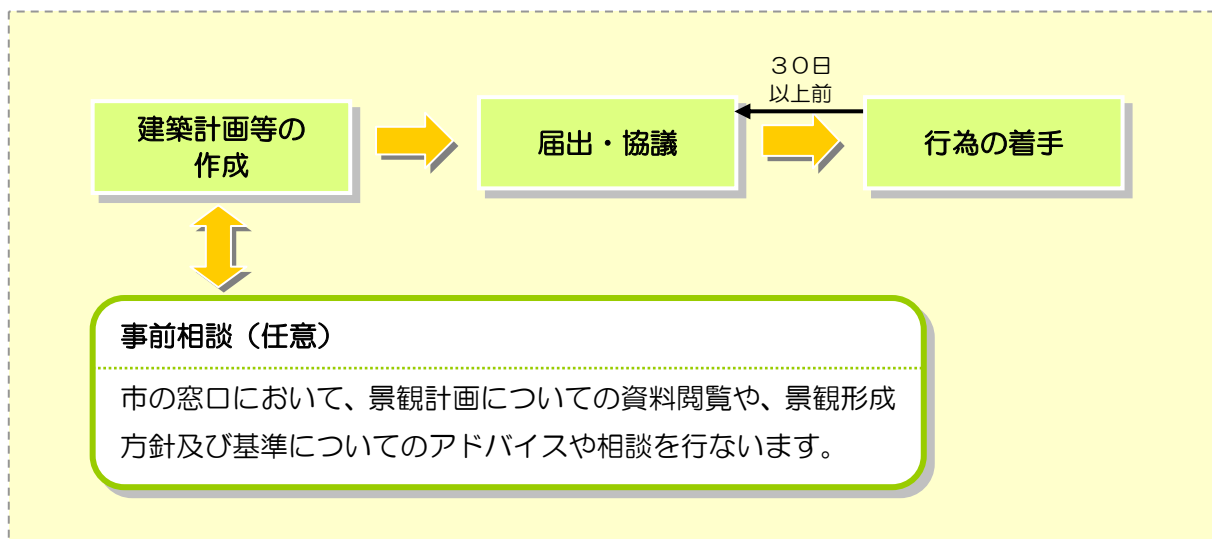


## 第3節 審査体制

都市計画課計画係が窓口となり、届出を受理します。

届出もれがないように、景観計画をとりまとめたガイドラインやパンフレットを作成し、周知徹底を図ります。

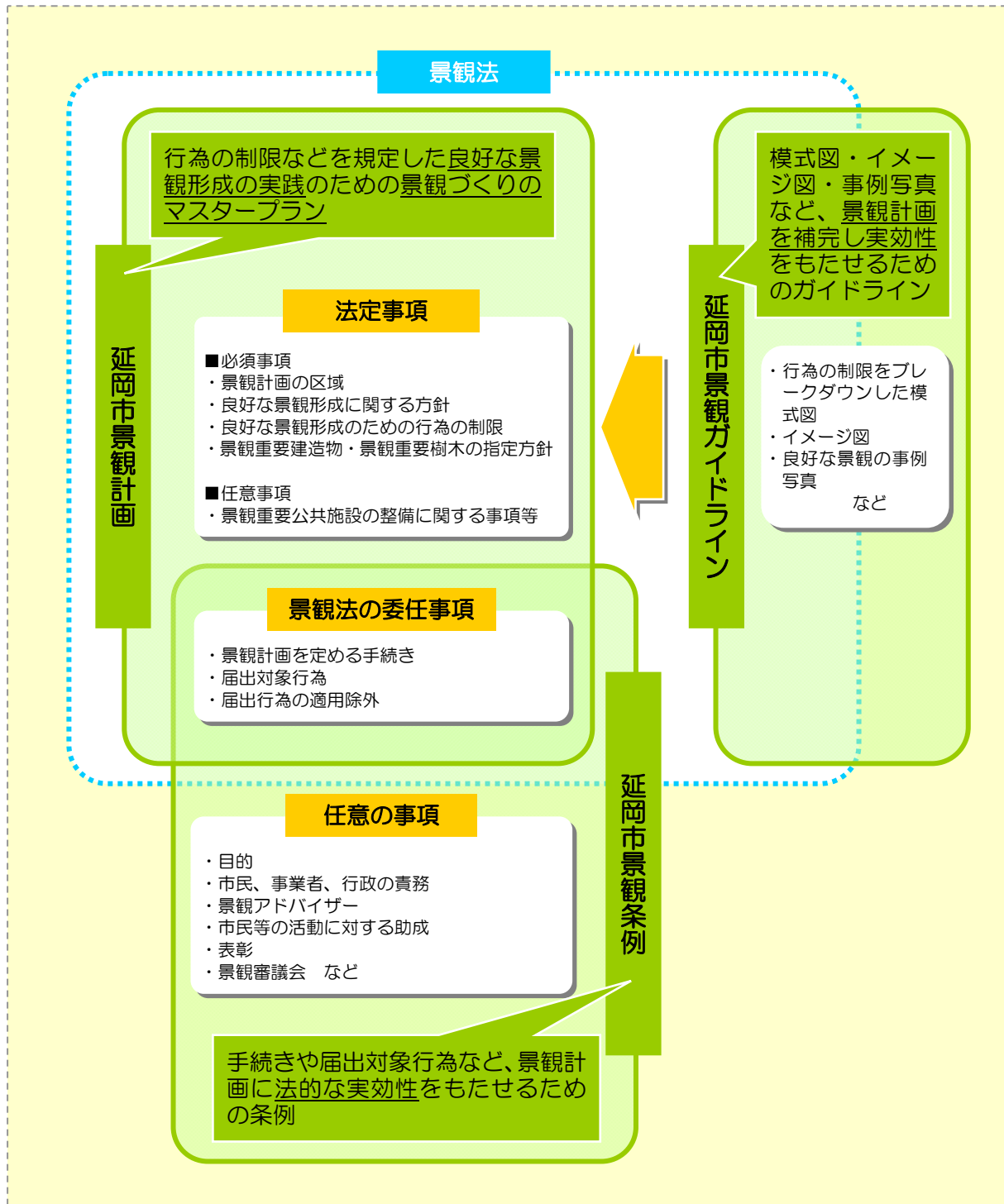
### ■手続きの流れ





## 第4節 景観計画の適用体制

計画の法的な実効性を担保する「延岡市景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての「景観ガイドライン」を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。





# 参考資料

## ■ 1. 色彩について

- ①色彩の“ものさし”について
- ②延岡市景観計画における色彩基準

## ■ 2. 用語解説



# 1. 色彩について

## ① 色彩の“ものさし”について

マンセル表色系とは、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色の表示方法です。アメリカの画家 A.H.マンセルが、1905 年に考案した色の「ものさし」ともいえる尺度で、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色を表現することができます。

【色の三属性】	① 色相	② 明度	③ 彩度
	赤、黄、緑、青などの色あい	色の明るさの度合い	色のあざやかさの度合い

### ① 色相 (Hue)

10 種の基本色「赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)」とその度合いを表す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。似た色あいを順番に環状に並べた図を色相環（次頁図 1 参照）といいます。色味のない無彩色は N（ニュートラル）と表記します。

### ② 明度 (Value)

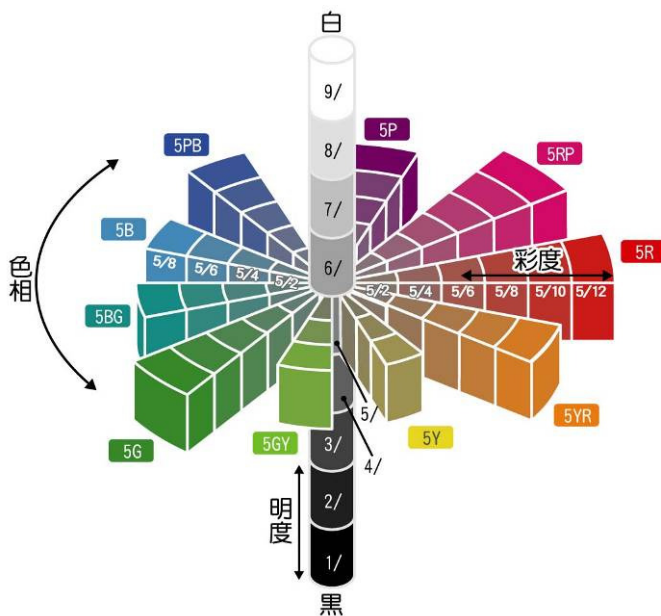
明るさの度合いを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

### ③ 彩度 (Chroma)

あざやかさの度合いを 0 から 16 程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーといった無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は 16 程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。

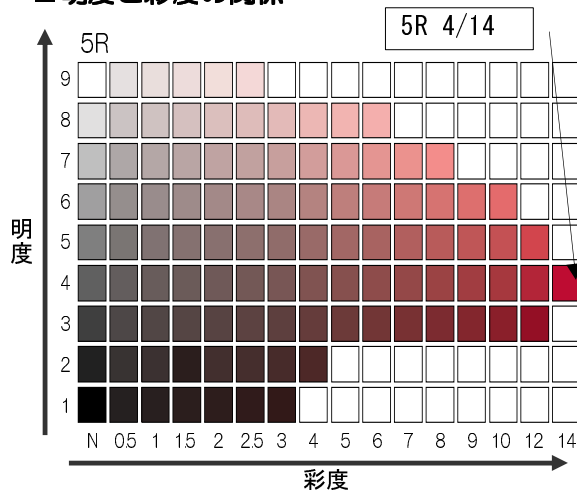
### ※マンセル値

色相、明度、彩度の数値を用いて表記した色の値で、例えば、右図の「5R 4/14」のように表記します。この場合「5アール、4の14」と読み、色相 5R、明度 4、彩度 14 を表します。



マンセル表色系のイメージ

### ■ 明度と彩度の関係

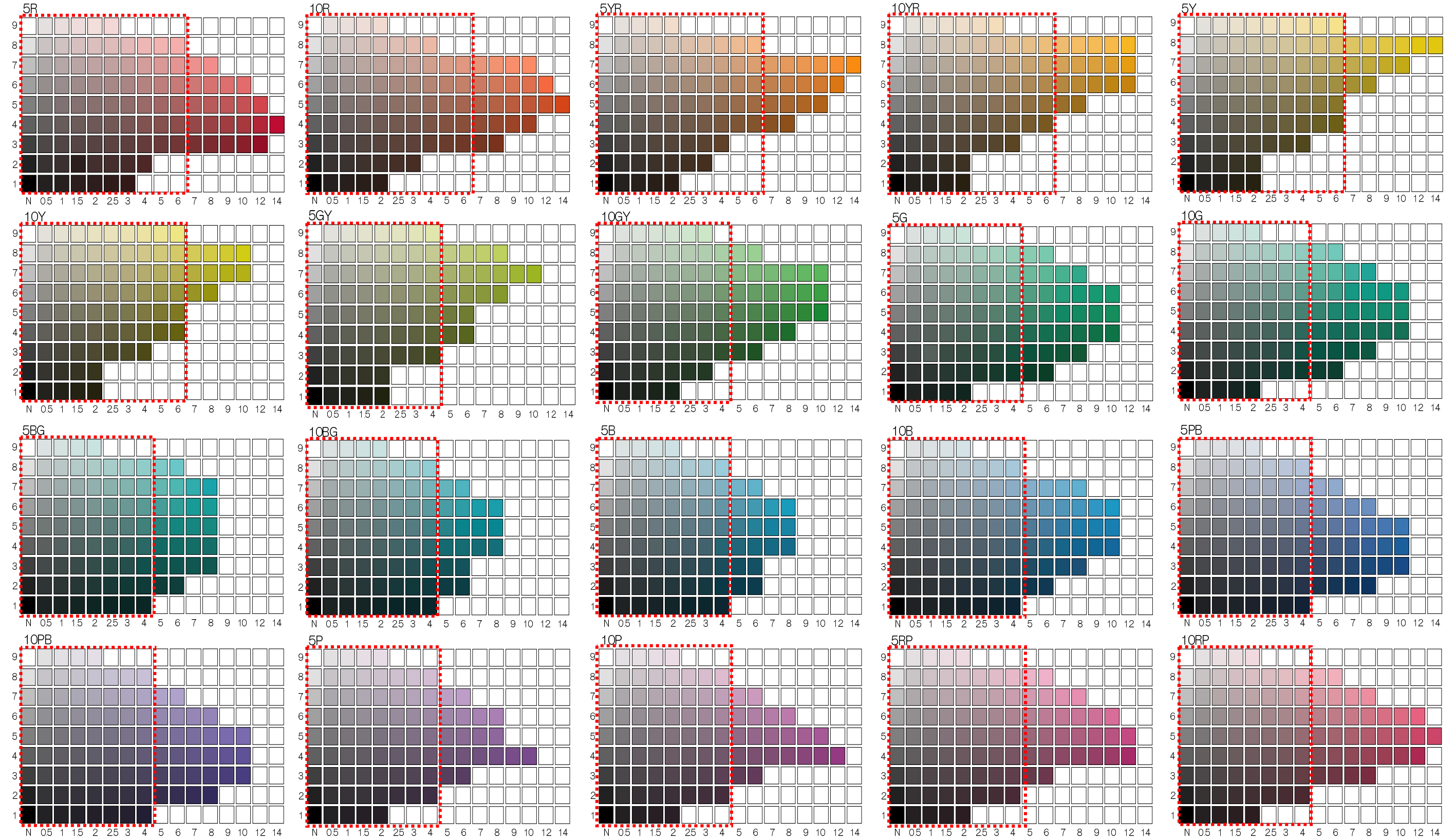


(表記) 色相 明度/彩度

## ■②延岡市景観計画における色彩基準

延岡市景観計画では、建築物、工作物の壁面、屋根、屋上に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で色相 R~Y は彩度 6 以下、その他の色相は彩度 4 以下」としています。

下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



## 2. 用語解説

### あ～お

アクセントカラー	全体の中でアクセントとなる少量の目立つ色のことで、色相、明度、彩度のいずれかに大きな差をつけて強調させる色。建築物の配色の中では、庇や窓枠に取り込んだり、壁面等にストライプを設けるなどが考えられる。
美しい国づくり政策大綱	平成 15 年 7 月に国土交通省が「国土を国民一人一人の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換する」として、その取り組みの方針を「美しい国づくり政策大綱」にとりまとめた。
屋外広告物	商業広告に限らず、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたものをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」及び地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が行われる。
オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

### か～こ

開発行為	建築物の建築などを目的に、土地の区画形質の変更を行うこと。 ・「区画の変更」とは、土地利用形態としての区画すなわち独立物件として、その境界を明認しうるものにする。道路や公園等の公共施設を新設又は改廃すること。 ・「形の変更」とは、高さ 50cm 以上の部分を含む切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）または盛土を一体的に行い、土地の形状を物理的に変更すること。 ・「質の変更」とは、原則、農地等の宅地以外の土地を宅地にするなど土地の性質を変更すること。
改築	従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。
ガイドライン	景観計画における「良好な景観の形成に関する方針」に示された景観形成の基準について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真による具体的事例などにより、わかりやすく解説したもの。
観光立国行動計画	平成 15 年 7 月に、第 2 回観光立国関係閣僚会議で決定された。「日本を訪れる外国人旅行者数を 2010 年に倍増させる」という目標を達成するための具体的な施策を定めたものである。
協働	それぞれ異なる主体が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。



景観形成重点地区	景観計画区域のうち、景観形成上、特に重要と考えられ、重点的・先導的に景観形成を推進する地区。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政と司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。 景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。
景観協議会	建築物等の高さや色彩など、本市の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。
景観軸	道路や河川などに沿って線的に形成される景観。
景観重要建造物	景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。
景観重要公共施設	景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)に関して、あらかじめ地方自治体(景観行政団体)と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。 景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で公共施設の整備法(道路法や河川法など)に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合性が図られる仕組みになっている。(景観法第8条)
景観重要樹木	景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。
景観条例	景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建造物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する規定や、独自施策として技術指導等を行う景観アドバイザー制度、市民の活動に対する助成などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。
景観整備機構	民間活力を活用した良好な景観形成を進めることを目的に景観法第92～96条に位置づけられた団体。一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人やNPO法人で、良好な景観形成を担う主体として景観行政団体が指定する。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。
形態・意匠	建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質などを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。

建築基準法	国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途について、その最低基準を定めた法律として昭和 25 年 5 月に成立し、公布された法律。
建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根があり、かつ、柱や壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのこと。（建築基準法第 2 条第 1 号）
建築行為	既に造成された宅地等に建築物や特定工作物を新築、又は新設すること。また、建築物を改築、又はその用途を変更すること。
原色	混色することであらゆる種類の色を生み出せる、互いに独立な色の組み合わせのこと。
工作物	人工的な構造物で、土地に固定して設けられるもの。建築物のほか、橋、堤防、トンネルなどがあり、建築物と対比して建築物以外のものを意味する場合もある。
コミュニティ	地域社会、共同生活体のこと。

### さ〜そ

彩度	世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の三属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いた色となる。
視点場	ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。ビュースポットと同義。
修景	建築物の外観や道路・公園等の景観を美しく整えること。
色相	世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の三属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は、色みのことをいい、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 PB・赤紫 RP などの色相があり、無彩色は N で表す。
遮蔽	覆いをして隠すこと。
スカイライン	稜線。地平線。空を背景とした山や建築物などの輪郭線。特定の場所から見えるスカイラインを守ることは景観を守ることになる。

### た〜と

透過性	光や物体がすきとおる、また、通り抜ける性質のこと。
-----	---------------------------

な～の

延岡市都市景観形成基本計画	合併前の旧延岡市によって、平成8年3月に策定された景観形成の指針となる計画。都市景観条例の具体的な運用の方向性を示すもの。
法面	切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により作られる人工斜面のこと。

は～ほ

ビュースポット	ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。視点場と同義。
ファサード	建築物の正面（デザイン）を指す言葉。最も目に付く場所であり、重要視される。

ま～も

マンセル表色系	色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。日本では、JISZ8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。
---------	--

や～よ

用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途（建てられる建築物）、容積率、建ぺい率、高さなどの規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。
擁壁	がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。

ら～ろ

ライトアップ	夜間に照明機器や発光ダイオード（LED）などを使って建物・橋・塔などの建造物や、樹木等を明るく浮かび上がらせること。「特定照明」または「景観照明」とも呼ばれる。照明の色彩、位置、強さに配慮したライトアップは、美しい景観になる。
ランドマーク	広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。
ルーバー	ルーバーとは、窓などに、幅の狭い板を何枚か縦に一定の間隔、角度で取り付けられた装置のこと。よろい戸のこと。

わ～ん

ワークショップ	作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。
---------	---